

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 29 年 6 月 21 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 7 時 0 7 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、斉藤副委員長、安齋・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・財政・教育各部長、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に安齋委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申し出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 06 分

○委員長

再開に先立ちまして、本日は人事異動後、初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「組織改革について」

○(総務)組織改革担当次長

平成30年4月を目指す組織改革について説明いたします。

初めに、組織改革に係る部の再編等について 説明用と、資料1の図を見比べてごらんください。

今回の説明する組織図は途中経過であり、決定しているものではありません。現時点での考え方をお示しするものであります。

初めに、①医療保険部の廃止について、説明いたします。

(1) 介護保険課を福祉部に移管し、次に、(2) 後期高齢・福祉医療課の業務のうち、こども・ひとり親医療を新設する子ども未来部に、重度心身障害者医療は障害福祉課へ移管となり、次に、(3) 後期高齢者医療は、同じ医療保険制度である国民健康保険を所管する国保年金課で受け入れます。(4) 医療保険部に残るのは国保年金課と保険収納課となりますが、両課は生活環境部に移管いたします。これにより医療保険部は廃止することになります。

次に、②国保年金課等の受け皿となる生活環境部の再編についてですが、(1) 青少年課を子ども未来部に移管し、(2) 医療保険部から国保年金課と保険収納課を受け入れます。

次に、③福祉部の再編ですが、(1) 介護保険課を受け入れ地域福祉課と統合して、高齢者施策を進めてまいります。(2) 福祉医療業務のうち、重度心身障害者医療業務を障害福祉課で受け入れます。(3) 介護保険、福祉医療を受け入れて福祉部の業務が膨らむので、子育て支援室を部に昇格させ、福祉部から独立させます。

次に、④新設となる子ども未来部ですが、まずは、子育て支援室を部に昇格させ、(1) 福祉医療や青少年業務など各部が所管する類似事業を集約し受け入れ、(2) 福祉部からこども発達支援センターを受け入れます。

次に、⑤保健所の再編ですが、(1) 保健所業務のうち、感染症対策や食中毒などの政令市としての業務と健康づくりなどの市町村が独自に行う業務に分け、(2) 市町村が独自に行う業務は、(仮称)健康推進室を新設し、保健所次長が事務を掌理します。

次に、⑥産業港湾部の再編ですが、(1) 石狩湾新港の母体の協議を企画政策室から移管し港湾室が所管するとともに、(2) 港湾室を部に復活させるかどうかを検討します。

次に、⑦総務部の再編ですが、（１）新幹線・高速道路推進室は公共交通を一元化する建設部に移管し、（２）石狩湾新港母体業務を産業港湾部へ移管します。

最後に、⑧建設部の再編ですが、（１）各部の公共交通を一元化し、所管することとします。

次に、右側にあるそれぞれの移管等の考え方について、説明いたします。

医療保険部の廃止の考え方は、（１）介護予防事業の拡大により、福祉部が担当する元気高齢者と医療保険部が担当する虚弱高齢者の境目がなくなっており、虚弱を担当する介護保険課で元気な高齢者の介護予防対策を実施しなければならないことから、（２）となりますが、元気高齢者を担当する地域福祉課と統合し、高齢者施策の効率化を図るものです。

次に、福祉部の再編と子ども未来部に関連する（３）福祉医療についてですが、それぞれ子育て支援と障害施策の中で検討を進めることとするが、特に、子ども医療助成の拡大などは（４）の子育て施策と関連しますので、子育て施策に包含し、全体の子育て施策の強化の中で明確にしていくことを考えております。

（５）生活環境部が国保年金課等の受け皿になることについては、特に、戸籍住民課の住民移動届、転入、転出、出生、死亡などは密接な関係にあり、市民の動線やわかりやすさから、別館１階を同じ部で編成することを考えております。

（６）保健所の再編に係る保健所長業務の拡大については、近年、国の指針に基づく健康危機管理体制の強化など保健所長の業務負担が増加していることから、政令市としての業務と市町村が独自に行う業務に分け、市町村が独自に行う業務を保健所次長が掌理にすることにより、保健所長の業務軽減を図るものです。

（７）産業港湾部の再編に係る石狩湾新港母体業務については、所管する企画政策室では小樽港を把握し切れないため、母体協議を行うことは困難であります。また、近年、石狩湾新港の負担金のあり方や、石狩湾新港長期構想の改定により、港湾整備などの政策的判断が少なくなっていることから、母体業務を港湾室に移管したいと考えております。

（８）公共交通の一元化については、公共交通とまちづくりは密接な関係にあることから、まちづくりを所管する建設部で３部にわたる公共交通を一元化するものです。

最後に、冒頭でも触れましたが、今回の組織図は決定ではありません。この組織部をもとに各部と協議していく中、変更もあり得ますし、移管ができないことも考えられます。あくまでも途中経過ということで御理解をお願いいたします。

○委員長

「次期総合計画策定について」

○（総務）企画政策室品川主幹

次期総合計画の策定につきまして、資料に基づき、これまでの取り組み内容と今後の予定を報告いたします。

１点目は、市民参加についてです。

市民の意向・意見を幅広く集め、次期総合計画へ反映することを目的に、以下の取り組みを実施します。

まず、小樽市民会議100についてですが、高校生以上の市民によるワークショップを年５回開催いたします。第１回を６月３日に小樽経済センターで開催しまして、参加者数は79名でした。なお、参加申込者数は第１回開催時点で94名です。内容といたしましては、「小樽の人々と小樽の街」と題した基調講演と、「今のおたるのいいところ・わるいところ」を洗い出すグループワークを行いました。以後、６月24日、８月５日、９月23日、10月21日に開催し、「10年後こんなおたるにしたい」、「みらいづくりのアイデア」などをテーマにした意見交換などを実施予定です。

次に、中学生が意見交換を行う子ども会議です。これは、例年青少年課の所管で開催しているものを、今年は次期総合計画の市民参加に位置づけ拡大開催するもので、７月15日に小樽商科大学において、市内12中学校から各2

名参加してもらい、「小樽の良いところ・好きなおところ」、「10年後、こんなまちになってほしい」をテーマにした意見交換や発表を予定しております。

これらの会議からいただいた意見は、次のページにあります策定体制図及び策定スケジュールのとおり、庁内の作成体制において、計画の原案への反映を検討してまいります。

2点目は、基本構想の検討についてです。

基本構想の検討については、策定体制図のとおり、市長及び市職員で組織する総合計画策定会議及びその補助組織（ワーキンググループ）で進めてまいります。現在、第6次総合計画における「5つのテーマ」などに相当する政策分野ごとの内容検討に先立ちまして、次期総合計画のフレーム、これは計画を構成する政策メニューの枠組みですが、こちらの検討を行っているところです。

フレームの設定後、策定スケジュールのとおり、市民意見も踏まえながら、基本構想の原案作成作業を行い、本年12月をめどに議会への原案報告と小樽市総合計画審議会への諮問、パブリックコメントを行い、平成30年第2回定例会に議案として提出する予定で進めてまいります。

○委員長

「小樽市簡易水道事業の経営戦略等について」

「平成29年第1回石狩湾新港管理組合議会臨時会について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽市簡易水道事業の経営戦略につきましては、本年3月29日の総務・建設両常任委員会理事会において報告させていただきましたが、その際に何点か御指摘がありましたので、その対応策等を含めまして、今回改めて、両委員会に対して配付資料に基づいて説明させていただきます。

まず、【1】の本市経営戦略策定の経緯についてですが、本年4月から地方公営企業法の一部を適用し、企業会計に移行しました簡易水道事業につきましては、国から将来にわたって安定的な事業継続を目的として、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定を要請されておりました。このような中、平成28年度中に対応しなければ、本市への本事業に係る交付税措置が継続されない状況となったことから、期日までに経営戦略の策定、公表を行いました。

次に、【2】の本市経営戦略の概要についてですが、「1. 事業概要」として、事業の現況、これまでの主な経営健全化の取り組み、経営企画分析比を活用した現所分析を記載しております。「2. 将来の事業環境」として、給水人口の予測、水需要の予測、料金収入・施設・組織の見通しを記載しております。「3. 経営の基本方針」として、適切な施設の更新及び維持管理、料金体系の適正化、財務基盤の強化記載しております。「4. 投資・財政計画」として、平成29年度から40年度の12年間の収益的・資本的収支、計画に未反映への取り組みや今後検討予定の取り組みの概要などを記載しております。「5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項」として、5年ごとの見直しを基本とし、毎年度事後検証を実施して、必要に応じ見直しを検討することを記載しております。

なお、詳細につきましては、今回改めて資料1として配付させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思っております。

次に、【3】の総務・建設両常任委員会理事会での指摘事項及び今後の対応策についてですが、主な指摘事項として、1)は、策定した戦略は、現状のまま将来推計をしたものにすぎず、経営戦略とは言いがたいということでした。2)は、報告時期が遅く、業務の進め方にも問題がある。また、本事業に係る所管部署が明確でないということでした。3)として、上記の指摘について、今後このようなことが生じないように再発防止策を示すべきということでした。

今後の対応策としましては、一つ目は、地方公営企業法の適用及び経営戦略の策定によって、本事業の問題点を把握できたことから、今後は関係機関への働きかけを強め、庁内関係部署の連携・協議を深めることにより、具体

的な収支改善策を検討し、実現に向けて推進していくというものであります。二つ目は、従前より、政策的な業務は総務部企画政策室、実務的な業務は水道局が担っていましたが、今回、事務委任規則を改正し、水道局の役割を明確化したことから、業務の遂行に当たっては、議会報告などについて集約化を図っていく。つまり、企画政策室が担っていききたいというものであります。また、今後の本事業の報告については総務常任委員会を中心として行うこととしていきたいと考えておりますが、建設常任委員会においても引き続き質問は可能としたいと思っております。

最後に、【4】の本事業に係る今後の検討・推進事項についてですが、1)として、現在、石狩西部広域水道企業団より、平成37年度からの札幌送水の確実な耐震に向けた第2期創設事業を実施するに当たり、技術的な検討を行うため、平成37年度から47年度までの本市の受水予定水量の報告を要請されております。本年秋ごろに確定値を報告するように求められていますが、まず、おおむねの水量として5月末までに報告を求められましたので、平成47年度における現行の計画日最大給水量、日当たり3,100立方メートルに対して、約半分となります日当たり約1,500立方メートルが水量見込みとなる旨、企業団に対して回答しております。この考え方につきましては、今までの石狩湾新港地域における企業の張りつき経緯を考慮して、将来の企業の張りつき予測を行った上で、本市として今後の計画受水量が過度な財政負担とならないよう、必要最小限の水量を見込んだものであります。今後におきましては、秋の確定値の報告時期に向けて、北海道との交渉などにより状況の変化が生じた場合は、報告内容の精査をしていきたいと考えております。

2)として、同事業に係る北海道の適切な費用負担については、引き続き要請してまいりたいと考えております。特に、これから協議が始まっていく第2期創設事業に関しての本市財政負担については、今までの経緯から、北海道に全額負担してもらうことを目指して協議を進めてまいりたいと思っております。

3)として、地下水から簡易水道に切りかわらないことによる現行収支不足の改善策の検討を推進してまいりたいと考えております。今までと同様に、北海道に対して、本事業の現状を改善できるよう、必要な方策を早急に検討し、実現してもらうよう要請を継続するとともに、本市としても簡易水道の利用促進が見込まれる料金体系の見直しを検討し、実現できるよう交渉を進めていきたいと考えております。また、地方公営企業の経営専門家の視点から、本市の状況に応じた収支改善策の助言を求めため、本市として国の地方公営企業等経営アドバイザー派遣制度に応募いたしました。この制度については、地方自治体等からの派遣要請を受けて、国が派遣団体を決定するものでありますので、本市が選定されるかは現時点では不明であります。選定された場合においてはよい助言が得られるよう、本事業の概要や問題点などについて説明し、適切なアドバイスを受けたいと考えております。なお、本日の建設常任委員会においても、水道局から同様の内容で報告をしているところであります。

続きまして、平成29年第1回石狩湾新港管理組合議会臨時会が去る3月28日に開催されましたので、その概要について、報告いたします。

議案につきましては、第1号石狩湾新港管理組合専任副管理者の選任につき同意を求める件が同意可決されました。

○委員長

「小樽市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定について」

○（財政）徳満主幹

昨年度、小樽市公共施設等総合管理計画を策定し、各委員の皆様には計画書をお渡ししながら御説明させていただいたところでありますが、この総合管理計画をもとに、今年度から個別施設ごとの長寿命化計画、いわゆる個別施設計画の策定作業に入っておりますので、このスケジュールなどを報告します。

資料1をごらんください。これは、平成32年度までに策定を目指している個別施設計画の全体スケジュールを示しております。今年度は、各施設の所管課や財政部公共施設担当において、利用者等からの御意見をいただきなが

ら、各施設の将来のあり方を検討し整理する年度とし、来年度以降は、この検討結果を基本に、3年間をかけて業者への業務委託で公共施設計画を策定するスケジュールとしています。この委託業務については、前半で公共施設の統合等を複数案で比較検討できる再編計画（案）を作成し、この再編案について、市民との意見交換等を行いながら最適な再編手法を検討し、最終的には、再編対象外の施設を含めて、各施設の集約化、複合化や長寿命化を伴う改修、更新等の保全計画（案）をまとめた個別施設計画を策定する予定であります。

続いて、資料2は今年度のスケジュールを具体的に示しています。公共施設等総合管理計画については、2月の市長定例記者会見以降、広報おたる4月号の政策版やホームページ、さらには、報道依頼により新聞にも掲載され、市民周知を図っているところですが、今年度からの個別施設計画策定に向けた最初の段階として、表のナンバー4になります。既に現在、施設所管課に、総合管理計画の基礎資料などをもとに各施設の将来のあり方の検討を依頼しており、この回答を集約した後、7月末までには利用者等との意見交換を実施する対象施設を決定したいと考えております。

その対象施設については、表のナンバー9のとおり、8月中旬から10月末までの期間で利用者等との意見交換会を実施する予定であります。その後、11月からは表のナンバー10以降となります。意見交換会でいただいた意見等を整理・検討し、今年度中に各施設の将来の方向性をまとめることとしており、このまとめの概要については、来年の第1回定例会の総務常任委員会で報告する考えであります。

○委員長

「用途廃止した公有財産の売却について」

○（財政）契約管財課長

用途廃止した公有財産の売却について、報告いたします。

公有財産のうち、行政財産としての用途を廃止した建物や土地の普通財産については、厳しい市の財政に寄与するため、一般競争入札などによる売却や貸し付けをしているところであります。今年度につきましては、配付いたしました資料に掲載した物件の売却を予定しております。

まず、建物及び土地につきましては、1件目は旧若竹小学校、これは、学校裏手の擁壁の工事により売却延期になっておりましたが、昨年11月に工事が完工したことから、売却をするものであります。

2件目は、旧学校給食新光共同調理場、これは学校給食センターが開設されたことに伴い、平成25年8月に用途廃止されましたが、その後、市において活用の予定がないということで、売却するものであります。

3件目は、旧消防署長橋出張所、これは、ことし3月にオタモイ支署が開設されたことに伴い用途廃止されたものでありますが、活用の予定がないとのことで、売却するものであります。

土地につきましては、平成27年7月に用途廃止した旧塩谷C住宅の跡地、その他、昨年に引き続いて売却を行う旧最上B住宅跡地と、赤岩の旧貸付地であります。

今後は当該物件の鑑定などを行うとともに、広報おたる7月号及びホームページなどで売却物件を公表いたしまして、2カ月の周知期間を経て、広報おたる9月号及びホームページに入札の日程や予定価格などについて公表するものであります。

○委員長

「不動産の誤公売について」

○（財政）納税課長

今定例会で損害賠償の専決処分報告をしております不動産の誤公売について、説明いたします。

概要といたしましては、納税課において、滞納者の不動産、土地ですけれども、この公売を実施いたしましたが、買い受け人が不利益をこうむる可能性がある権利関係を見落とし、その旨を明記せずに公売したため、その公売の決定を取り消すとともに、それにより生じた損害を賠償したものです。

経過といたしましては、本年 4 月 13 日に公売を実施し、同日、落札者が市内業者に決定され、4 月 20 日に売却代金が納付され、売却が決定されました。4 月 25 日に本市において、所有権移転登記の手続のため登記所の権利関係を再確認したところ、処分禁止の仮処分が残っていることが判明しました。この処分禁止の仮処分とは、所有者に対して一時的に土地の売却を禁止するもので、仮に売却されたとしても、裁判により仮処分命令の債権者が勝訴した場合、新たな所有者はその債権者に対抗できなくなるものであります。

本案件は権利関係が非常に複雑であり、抵当権や差し押さえを含めいろいろな権利が設定抹消されており、その中の一つである仮処分が一見抹消されているように誤解されやすい表記であったため、錯誤に至ったものであります。このため、買い受け人に事情を説明し、不動産の売却決定を取り消し、買い受け代金を買い受け人に返還するとともに、既に着手済みの作業、具体的には測量費用だったのですけれども、これに要した費用 18 万 6,000 円を賠償したものでございます。

今後の再発防止案につきましては、研修等により職員の知識の向上を図るのが第一であります。本件のような複雑な事例では研修だけでは確実に再発防止できるとは限らないため、事前に法務局に相談するなど、権利関係の確認を徹底することにより、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

「公立高等学校配置計画案（平成 30 年度～32 年度）について」

○（教育）学校教育支援室成田主幹

公立高等学校配置計画案について、報告をいたします。

6 月 6 日に北海道教育委員会は平成 30 年度から 32 年度までの公立高等学校配置計画案を公表いたしましたので、資料に沿って御説明いたします。

この配置計画案は、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、中学校卒業生数の状況を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応した学校・学科の配置や規模の適正化を図るために、平成 30 年度から 32 年度までの高校配置の計画を策定するとともに、平成 33 年度から 36 年度までの見通しを示すもので、今回はその案が示されたものです。

1 枚目の公立高等学校配置計画案（平成 30 年度から 32 年度）の概要をごらんください。

2 平成 32 年度の高校配置計画案については、このたび小樽桜陽高等学校の 1 学級減が示されております。

続いて、本編の 15 ページをごらんください。

後志学区の計画案について示されておりますが、表の上段には、後志学区内と小樽市内の中学校卒業生数の推移が示され、市内においては、平成 31 年度に前年度比で 55 名が減少することに加え、平成 32 年度はさらに上回る、前年度比 104 名の大幅減となっており、下段には、平成 29 年度の各公立高校の欠員等の状況や、平成 30 年度から 32 年度までの学級数の増減についての計画案が示されております。また、平成 33 年度から 36 年度までの後志学区の見通しとして、4 年間でゼロから 1 学級相当の調整が必要であることや、欠員が 40 人以上生じている学校について、学科の見直しや定員調整等について検討が必要であることなどの見解が示されたところであります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第 2 号について」

○（総務）職員課長

議案第 2 号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

この条例案は、本年 3 月 31 日に公布された雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当を支給することができる範囲に雇用保険法に規定する期限手当の延長給付を受けることができる者を追加するとともに、移転費の支給対象に職業安定法に規定する特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介により就職する者を追加するほか、所

要の改正を行うものであります。施行期日につきましては公布の日としておりますが、移転費の支給対象拡大につきましては平成30年1月1日としております。

○委員長

「議案第3号及び報告第1号について」

○（財政）市民税課長

順序が後先になりますが、先に、報告第1号専決処分報告から報告させていただきます。

この報告につきましては、小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものであります。

当初、平成29年4月1日から消費税率が変更される予定であり、その際に道税である自動車取得税が廃止され、かわりに燃費性能により区別される自動車税環境性能割が創設されることとなっております。軽自動車の場合、これにあわせて従来の本税は種別割へと名称が変更され、種別割と環境性能割の二本立てに変更される予定でしたが、消費税率の引き上げ時期が2年半先送りされることになり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が公布されました。これによりまして、国から示された市の条例の例となる準則に基づき、平成29年第1回定例会において環境性能割の施行日を変更するなどの条例改正を行ったところですが、3月下旬に発出された新たな準則において、種別割の文言の削除に関する変更が示されており、3月31日までに改正する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。なお、この専決処分で一旦削除した軽自動車税種別割の規定は、次に説明いたします議案第3号において、施行日を環境性能割と合わせ、改めて提案するものであります。

続きまして、議案第3号小樽市税条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、都市緑地法の一部を改正する法律の改正に伴い、小樽市税条例の関係規定を改正するもので、主な改正点は3点であります。

1点目は、個人市民税の見直しについてであります。まず、所得割非課税規定における文言修正ですが、平成30年度分以後の所得税から現行の控除対象配偶者の定義が見直しされ、細分化されることにより、所得割非課税基準の規定中、控除対象配偶者を同一生計配偶者へ変更するものです。また、優良住宅地造成のため所有期間が5年を超える土地等を個人が譲渡した場合の課税の特例につきましては、平成32年度までの3年間延長するものです。

2点目は、固定資産税及び都市計画税の見直しについてです。法に定める固定資産に対し、市町村の裁量により、その評価額に特例率を乗じ課税標準額に一定の幅を持たせることができる制度、いわゆる「わがまち特例」について加除を行ったものです。この特例率は、法律上で参酌率といわれる基準となる率が示されており、これに一定の増減を加えることができる形式となっております。主なものとして、家庭的保育事業等に係る資産、都市緑地法に規定する市民緑地などを追加し、ノンフロン製品の冷蔵冷凍機器、災害用の協定倉庫などを削除したものです。また、関係各課へ意見照会を行い、特例の割合については基準の参酌率を規定しております。

3点目は、軽自動車税の見直しについてです。まず、グリーン化特例の基準見直しについてですが、平成29年度までの時限立法として、一定の燃費基準をクリアした車両について、翌年度に限り軽自動車税を減額するものでしたが、この対象車種を絞った上で、平成31年度まで2年間延長するものです。また、第三者納付の規定につきましては、メーカーによる燃費データ偽装事件に端を発したものであり、燃費値が正しく修正されることに伴い、グリーン化特例が変更となり、不足税額が生じる場合、その不足額の納付責任を第三者である製造販売者等に課すとともに、不足額の10%を加算税とするものであります。また、種別割の規定新設につきましては、先ほど報告いたしました平成29年3月31日付専決処分において、一旦削除した軽自動車税の種別割の文言について、消費税率の引き上げに合わせて2年半延期し、改めて規定するものです。

このほか、引用条項の移動等所要の改正を行うものであり、施行期日につきましては、個人市民税の所得割非課

税規定の文言修正は平成31年 1 月 1 日、市民緑地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置については、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日、軽自動車税の種別割の規定については平成31年10月 1 日、そのほかは公布の日からとしております。

○委員長

「報告第 2 号について」

○（消防）横山主幹

当委員会に付託されております報告第 2 号専決処分報告について、説明いたします。

これは、小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を平成29年 3 月31日に専決処分したものであります。専決処分の理由といたしましては、平成29年 3 月29日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が法制化されたことに伴い、小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行期日が平成29年 4 月 1 日であり、日程的余裕がないことから、専決処分を行ったものであります。なお、改正内容につきましては、政令で定める基準のとおり、非常勤消防団員等が公務上の災害に遭った場合における扶養親族加算額及び加算対象金を変更したものであります。

○委員長

「議案第 7 号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第 7 号小樽市非核港湾条例案について、提案理由の説明をいたします。

核兵器禁止条約を話し合う国連会議が15日にニューヨークの国連本部で開幕をいたしました。人類史上初めて、核兵器の使用、開発、移転などを禁止する条約の採択が目指されているところです。

また、アメリカのミサイル駆逐艦フィッツジェラルドがコンテナ船と衝突する事故がありました。日本の領海内で発生した事故については海上保安庁に捜査権があります。しかしながら、日米地位協定によりアメリカ側の捜査が優先し、ミサイル駆逐艦については、船の捜査ができるようアメリカ側に協力を求めている状況であり、今後の見込みはありません。このような中、アメリカのミサイル駆逐艦マスティンが 7 月 3 日から 7 日にかけて入港する計画であることが明らかになっています。事故は小樽市周辺でも起こり得ることでもあります。

また、核兵器搭載の有無について、アメリカは核兵器、核搭載について肯定も否定もいたしていません。また、外務省は、核兵器を搭載していないことについて、我が国政府として疑いを有していませんとしています。日米間に核密約があることは既に実証済みであります。

市民の安全を守る上でも、平和な商業第一港である小樽港に米艦船の定着はふさわしくありません。今こそ小樽市非核港湾条例を決議すべきと訴え、提案理由の説明といたします。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は自民党、共産党、民進党、公明党、安斎哲也委員の順といたします。

自民党。

○濱本委員

◎陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方について

まず、新・市民プールのことですが、過去に幾つか陳情が上がってきて、議会としてもその陳情、早期建設の陳情については採択をし、市長を初め関係するところには早期の建設ということで議会意思を示したわけです。今回、また新たな陳情が上がってきまして、基本設計、実施設計を平成29年度中にとという陳情でございますが、これは、早期建設というよりは、もう一步踏み込んだ陳情でございます。陳情者の趣旨というか、願意というか、そういう

ものは十二分に理解しているところではありますけれども、こういう物理的な作業を伴う陳情ですので、お伺いをしたいと思いますが、一般論として、まだ適地も用地も決まっていな中で、この29年度に基本設計をして実施設計まで終えてしまうということは物理的に可能な作業なのでしょうか。その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

プール建設のための平成29年度中の基本設計・実施設計を物理的に行うことができるかについてであります。一般的に、公共施設を新たに建設するに当たりましては、まず、建設場所や施設形態についてある程度方向性が定まった中で、市民の皆様や議会、また、関係団体などから御意見をいただきながら、その後、基本設計、実施設計といった具体的な設計業務を行う段階に進むということになります。プール建設につきましては、代表質問で市長から答弁のありましたように、29年度中には施設形態や建設場所までについて一つの方向性をお示ししたいという段階でありますことから、29年度中に基本設計、実施設計を行うことは難しいと考えます。

○濱本委員

これまで2年間の時間があつて、その中で、いわゆる前段の作業の部分ができ上がっていないというのが一番の原因で、そこから先へは進めないということです。そういう意味では、市長が公約で掲げて出してきたにもかかわらず、無為などとは言わないけれども、実績を残せなかった。このプール建設で言えばですよ。実績を残せなかった2年間であったというふうに総括せざるを得ません。それで、ここから先の、もう少なくとも6月ですから、2カ月進んで、あと10カ月で基本設計、実施設計を上げるというのは、用地も決まらない、複合施設という話もある形態も決まらない、PFIという話もある。そういういろいろな選択肢を踏まえたときに、そこまではとどりがかないという話は私は理解できます。ただ、陳情者の願意としては、早期建設ということを議会が採択しているわけですから、一日も早く作業が進むように努力してもらいたいのだという思いだろうと思いますので、どうぞ担当者の皆さんもその思いを、早期建設という陳情の採択ということがあった。それからその次のステップ、できないかもしれないけれども、平成29年度中に基本設計、実施設計をやってもらいたいという、その気持ちをぜひとも酌みとって作業を進めてもらいたいと思いますが、市長、いかがですか。

○市長

この件におきましては、きょうに限らず、今までもプールについてのお話はさせていただいたところがございます。先ほども皆様からお話がありましたように、私自身、プールの建設そのものにおいては市長公約として掲げさせていただいて、やはりそれを実現していく、これは一つの責務であるというふうに思っております。今、濱本委員もおっしゃられたように、陳情者はさることながら、プール建設に期待をされている市民の皆様はたくさんいらっしゃると思いますので、その基本設計、実施設計も含めて、一日も早く対応できるように、まず方針を示していくことが、今、私自身としてやっていかなければならないことだというふうに考えているところでございます。

○濱本委員

方針を示してではなくて、多分市長がすべきことは、作業が一日も早く進展するように、担当する職員の人たちに指示を出すことですよ。それで、どういう方針がいいのか、市長が方針といったって、市長は素人ですから、方針なんか立てられないかもしれないですよ。大枠の方針は立てても、その細かい組み立ての部分ではできないわけですよ。だから、市長が例えば複合施設でいきますと言えば、それに沿って具体的な作業を進めなさいという話になるわけですよ。ですから、その政治的な決断を一日も早くして、その次の作業を実際の担当者の皆さんが進められるような環境をつくるのが市長の責務だと思いますので、どうぞ御理解をいただき、号令を発してください。

◎組織改革について

次に行きます。組織改革のことで今、報告がございましたけれども、一つは、私が言いたいのは、機構図、組織改革をすることで、実は組織改革というのは、私は完了しないと思っているのです。なぜかという、組織というのは図面を描いただけではだめなのです。そこに人を配置して初めて機能するわけですよ。だから、人事のこと

は、機構改革を担当している方の話ではないと思うのですけれども、これもやはり市長ですが、機能的な組織をつくったら、そこに、市長がいつも大好きな言葉ですよ、適材適所。本当に誰が見ても客観的な適材適所の人事をすることによって、初めて考えてもらった、考えてきたその組織図が、業務を遂行する上で生きるわけですよ。

よく言うではないですか、仏つくって魂入れずみたいな世界ですよ。幾らいい機構図をつくっても、その機構図の中で実際に精いっぱいモチベーションを持って仕事をしてくれる人たちをそこにきちんと配置しなければ、組織は動かないわけですよ。平成30年にとのことですので、完了するというか、そこをめでにとの話ですから、ぜひとも市長には、まだ任期が1年あるわけですよ。人事ができるわけですよ。すばらしい組織図にすばらしい人材を配置していただいて、きちんと回るようにしていただきたいと思います。そのためには、27年、28年、29年と、議会で市長の人事に対していろいろな質問が出ているわけですよ。そんな質問が出ない人事を、ぜひとも機構改革が完成したときに行ってもらいたいと思いますけれども、市長、いかがですか。

○（総務）職員課長

今、委員がおっしゃったことはもっともなことでございますので、新しい組織に見合った適材適所の人事配置をしてまいりたいと考えております。

（「課長来たばかりでわかんないでしょ、市長が答えなよ」と呼ぶ者あり）

（「ちょっと待ってよ」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

市長がいつも言っているではないですか。最終任命者は自分だと言っているのですよ、人事に関して。職員課長が答弁する内容ではないでしょうか。最高責任者の市長が答弁する内容ではないですか。市長、どうですか。

○市長

議会の中でもそのように御指摘等はいただいておりますけれども、就任当初から私自身は適材適所の配置を常に心がけてきたところでございます。ですから、今後におきましても、組織改革はもちろんです、これから濱本委員は人材育成方針のことについても御指摘されるのかなというふうに思いますけれども、やはり、ここにいらっしゃる職員の皆様は、どなたにおいても、誰がどの配置になっても、そのお役目をしっかり果たせるようになっていくことがまず大事だというふうに思っておりますし、その中で、さらに課題等を抱えていく中で、その課題をしっかりと改善を図っていくための適任者、それはその時々によってさまざまあるでしょうから、それにおいては、常々職員課においての取りまとめはもちろんのこと、各部における評価、そして、私や副市長も含めて、しっかりその都度その状況を加味しながら、組織改革後においてもしっかり適材適所でやっていかなければならない、このように考えているところでございます。

○濱本委員

市長、私が何を言ったか。市長が自分で適材適所と思っている、それはいいです。それはあなたの独断だろうし、あなたのお考えですからいいですよ。私が言ったのは、議会から指摘を受けるような人事は、この機構改革が完成したときには、そのような指摘をされないような人事を行ってくださいねと言っただけですよ。現実に3回やって、みんな指摘を受けているわけですよ、毎回毎回。1年ごとに人が動いたり、担当部署が妙に変わってしまったとか。そういう指摘をこれから先の人事、まして、今の組織改革をやるようとしているわけですから、そういう人事の中では指摘を受けないようにぜひともやってくださいよ。心意気を聞かせてくださいよ。

（「指摘を受けないような人事をしますと言えいいだけでしょう」と呼ぶ者あり）

○市長

この間におきましても、先ほど来からお話をさせていただいているように、適材適所の配置を心がけ、それに基づいて取り組んだところでございます。議員の皆様それぞれにおいて、その視点であったり、また、職員に対しての見る目も、私が今まで携わってきた視点とずれたりとかすることもあるでしょうから、今後において、皆様から

また何かしらの御指摘等はあるかもしれませんが、しかしながら、私としては、今後においても今まで取り組んできたことにのっとりしっかり配置を心がけて取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

○濱本委員

答弁になっていないですよ。私は、今までの人事において議会から指摘を受けてきましたと。だから、今後の人事、まして組織改革という一つの事象があるわけですから、そのことを踏まえた上で、指摘を受けないような人事に努力してもらいたいと言っているのですよ。だから、努力するのか、やるのか、やらないか、余計な言葉は要らないわけですよ。修飾語は要らないわけですよ。議会からの指摘を受けないような人事に努めますと言えないのですか。

○市長

何度も繰り返しになりますけれども、適材適所の人材配置を心がけていくということでございます。

(「そうじゃないでしょう」と呼ぶ者あり)

(「それは質問に答えていないでしょう」と呼ぶ者あり)

(「何で指摘を受ける前提で話をするんですか。意味わからないですよ」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

そういうすかしたような答弁はだめですよ。それは100%できないかもしれないです。指摘を受けない人事なんて100%できないかもしれない。しかし、100%を目指して議会の指摘を受けないような人事をしますと言うのが市長としてのあるべき発言ではないですか、答弁ではないですか。余計な修飾語をつけないで素直に言ったらどうですか。言えないですか。

(発言する者あり)

○市長

何度も繰り返しになりますが、今、濱本委員自身もおっしゃっていますけれども、もちろん、そのときの人事においては100%を目指して行っているわけです。しかしながら、今お話がありましたように、結果100%とは言えない状況も時には起こり得るというふうに、私自身も、濱本委員がおっしゃるように考えられることだと思います。やはり、その都度、その時々において、議員の皆様からそれに対して御指摘自体は起こり得ると、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、ですから、私としては適材適所で小樽市役所として機能が高まるように、そのことをしっかり意識をして取り組んでいく。ですから、その努力を積み重ねていくということで、今までも答弁をさせていただいているところでございます。

○濱本委員

はっきり言って、市長に大変失礼だけれども、質問したことに対して、その趣旨に対して、いい悪いは別ですよ。私が求めていることが正しいかどうかは別。だけど、そのことに対して正面から受けとめて答えるという、いわゆるコミュニケーション能力が少し欠けているのではないかとしか思えません。今日はインターネット中継もしています。市民の皆さんがどういう判断をするかはわかりませんが、私が質問した内容というのはそんなに難しい内容ではないし、それを変化球で答えるような質問でもなかったというふうに思います。そのことをいつまでも押し問答でやってもしょうがありませんので、改めて市長に申し上げます。今後、組織改革という大きなことがこれから控えていく中で、今後の人事異動については、議会からの指摘を受けない、市長のおっしゃる適材適所の人事異動を行っていただきたい。それを要望しておきます。答弁は要りません。

それで、組織改革にかかわってお伺いしたいのですが、小樽市の行政機構図というのは、初めて今日言われて、小樽市のホームページでクリックすると出るようになってきているというのが初めてわかりました。多分、うちの自民党の会派の中でも、実は、トップページのところに組織案内と書いてあるところをクリックすると機構図が出てく

るということ、多分うちの部屋の議員の皆さんは知りませんでした。やはり、かつてはペーパーの世界でというのはありますけれども、議会に対してペーパーを出さなくてもいいですが、例えば小さい組織改革があった場合には、出さなくても、小樽市のホームページのここをクリックしていただければ新しい組織図が出ますぐらいのアナウンスはしてもらいたいと思うのですが、それは要望ですから答えはいいので、ぜひともお願いをしたいと思いません。

それと、それに関連して、これは平成29年4月11日現在で、今定例会でもいろいろ、突然雪対策課から雪対策第1課、第2課の二つに分かれたという話で、組織図は第1課、第2課になっているが、建設部を見ると、雪対策課のままになっている。更新されていないのですよ。ほかのところは見えていないのでわかりませんが、更新されていないのですよ。だから、この更新があれば、雪対策第1課、第2課の更新がきちんと4月11日になされていて、雪対策第1課の業務はこれですよ、あれですよと、ほかのところはみんな書いているわけですから、仕事はこういう仕事ですよと。だけど、今の時点でも雪対策課になっていて、雪対策課の仕事を書いているわけです。2課体制になったら、仕事は分担されるとか、いろいろあるでしょう。なぜ4月11日にこの新しくなった機構図が出ているのに、建設部のは直っていないのでしょうか。組織改革という、これは建設部だけの問題だけではないと思うのですよ。その事務分掌の話で言えば、総務部も関係のある話だと思うのですが、どなたか答えられる方はいらっしゃいますか。

○（総務）組織改革担当次長

今回、平成29年4月の組織改革、今、雪対策第1課、第2課のほかに、港湾室に港湾振興課というのも新設しましたし、あと、子育て支援室の体制も少し変わりました。それで、最初のページには、組織改革担当からその部分の、4月1日の機構図、いわゆる変更した部分は載せたのですが、実は、それから次の各課に飛ぶところについては、私どもから依頼していなかった部分がありますので、今回の雪対策第1課、第2課、港湾振興課も含めて、再度私のほうで確認させていただいて、直っていなければ早急に手直しをさせていただきたいと思っております。

○濱本委員

10年前と違って、小樽市のホームページを見る人がいるわけですよ、議員もそうですけれども。そういうタイムラグというのは、基本的にはゼロが望ましい話ですよ。少なくとも、4月11日、今日ほかの会派で起案書を資料要求をされていますけれども、それは、3月29日に起案書が出ていて、それで、4月1日にその体制になって、4月11日にこれが出ているわけですよ。だから、この11日間に、現実にもうやって編成が変わったとか何とかというところは、もう直っていなければだめですよ。今日はもう6月21日ですから、時間がたち過ぎですよ。ぜひとも早急にチェックをかけて直してもらいたいですし、こういうホームページのそれぞれの更新については、やはりもう少し神経を使って、それぞれの所管しているところもそうですけど、統括しているところからも投げかけをお願いしたいと思います。これも、実はある意味ではミスイクですよ。それは、やはり最後に行き着くべきところは最高責任者の市長ですから、市長も、こういうミスイクがあったということをよく理解をしてもらいたいと思います。よろしいですか。答弁は要らないですから。

◎人材育成について

それで、次に、人材育成の話を質問させてもらいたいと思います。

人材育成については何回か質問をさせてもらって、経過で言えば、市長が突然方針転換をして、それも、ある意味では私が主張していた方向に向かって方針転換をしてくれたので、そのことを今さら言うことはないの、その転換した方針に基づいて今進めているのだろうというふうに思いますけれども、まず、今までの進捗状況、それから、これからのスケジュール等があったら報告をいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

今年度中の人材育成経営方針改定に向けまして作業を進めているところでございますけれども、進捗状況という

ことですので、1年間のスケジュールをあわせてお示しさせていただきたいと思います。

まず、4月から現在までですけれども、他都市の情報収集を行ってきておりまして、これから職員の階層や年齢分布を分析しているところでございます。7月からは職員アンケートを行いまして、それらをもとに構成案を定め、市議会第3回定例会にて、そこまでの報告はできるというふうに考えてございます。その後、素案を作成し、第4回定例会にて報告させていただいた後にパブリックコメントを実施し、成案として来年の第1回定例会で報告させていただきたいと考えてございます。

○濱本委員

後で今のスケジュールをペーパーで私にください。

それで、アンケートということで、職員アンケートというお話でしたけれども、宇部市を含めて幾つかの市は、人材育成の基本方針作成のために市民アンケートをやっているところもあるわけですね。アンケートの対象者は今、職員とおっしゃったけれども、市民というのは想定していますか。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

今回の新しい人材育成基本方針におきましては、市民アンケートというところまでは考えてございませんけれども、パブリックコメントの中で市民の皆様の意見を十分に聞きたいと思っております。

○濱本委員

一つ提案です。パブリックコメントといっても、なかなかその反応が薄いわけですよ。それで、総合計画の策定に関して、小樽市民会議100というのをやっていますよね。これからもやる予定ですよ。その中で、いつかのタイミングで、例えば無作為抽出の市民アンケートという形でやらなくても、この中で、人材育成に関する他都市の市民アンケートの設問みたいなものを扱ってみたらいかがですか。そうすると、その中で象徴的なのは、例えば、市民が求める職員像というのはどのようなものですかというアンケートを、そこで100人に配って、回収したっていいわけではないですか。せっかく立ち上げた会議だから、そういう使い方だってあるかと思うんですが、いかがですか。検討に値しますか、値しませんか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今月から開催しております小樽市民会議100ですけれども、こちらは、これからのまちづくりについて、現在の小樽が抱える課題ですとか、これからのまちづくりについて、全体的に幅広く市民の視点による意見を頂戴したいというふうに考えてございますので、今は、人材育成についてといった個別のテーマに絞って協議ということまでは考えていないところでございます。

○濱本委員

私は、人材育成で協議しろと言いましたか。その場所を使って、100人近く来ているのだから、アンケートをとってもいいではないかという話をしたのですよ。それから、まちづくりをする上で市民の意見を聞くのは大事だし、まちづくりを推進する大事なファクターは市役所の職員ですよ。だから、まちづくりを市民と市役所と、もっと言えば議会と、そうやって連携していくために、どういう職員とまちづくりをしたいですかという設問だってあるでしょうというの。何か非常に近視眼的というか、視野が狭いと私は思うのです。

もう一回言います。小樽市民会議100を活用してアンケート等をやるようなことは検討に値しますか。協議しなさいとは言っていない。テーマにしなさいとは言っていない。アンケートをとることは検討に値しますかということを知っていますから、教えてください。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

今の濱本委員からの質問、小樽市民会議100の方々にアンケートの形でという御提案をいただきましたけれども、後ほど企画政策室の担当者と相談しまして、可能かどうかを含めて検討したいと思っております。

○濱本委員

そのぐらいのことは市長の決裁がなくても多分できるかと思しますので、関係部局で前向きに調整をしてもらいたいと強くお願いをしておきます。

それから、今までのというか、人材育成基本方針の中に、要は、いろいろな他都市の事例を見ていくと、職員人事とか人事制度のあり方など、そういうものについても言及しているところが結構あります。それから、階層別というか、年代別でそれぞれ求められている能力が、市役所の職員となったときに、例えば五つの分野の能力が必要だと仮定したときに、全体を合わせれば100だけれども、その年代によって、求められる能力の比率が変わってくるわけですよ。当然、例えば、より上位の階層に行けば行くほど、職員の管理能力というものを求められていくと。例えば、入ったばかりではそういう能力は求められないわけですよ。そういう求められる能力的なものもわかりやすく記載してくれるのか。それから、人事制度みたいなものについてもきちんと記載されるのか、現時点でわかる範囲でいいですが、聞かせてもらえますか。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

現在、他都市の方針を見ている中では、濱本委員がおっしゃるとおり、階層別の能力、それから、最近、小樽市の職員の年齢構成等も変わってございますので、こういったものがわかりやすく記載されているものもございまして、そのような工夫もしてみたいと考えております。

また、他都市の状況の中では、本市の現在の基本方針の中には、若干ですが、採用や人事配置などについて触れている部分はございますけれども、人事について、他都市の中では盛り込んでいるところがほとんどでございますので、作成に当たりましては、その部分を含めて検討していきたいと思っております。

○濱本委員

人材育成に関しては一つだけ。ある雑誌だったかレポートの中に宇部市の人材育成の方針というのが紹介されていて、つくりとしては非常によくできているという評価があったので、私もダウンロードして読んでみましたが、確かに、目次を見ただけでもきちんとしているなどという感じがしました。ぜひとも参考にする他都市事例の一つに宇部市をつけ加えてもらいたいと思います。

◎マイレージのポイントについて

それでは、マイレージのポイントについて、お伺いしたいと思います。

2016年12月に、各府省等申し合わせということで旅費業務に関する標準マニュアルというのがあります。この中に、航空会社が提供するサービスの活用ということでマイレージの活用という部分があります。それから、一時期随分話題になっていました公費出張のマイルはどうするのかということですが。

そういう中で、佐賀県知事の発言があって、結局、一つあるのは、自分が持っているマイレージを、例えば公費出張で得たマイルを戻すということは寄附行為につながるかということ。首長は、公職選挙法の適用範囲ですから、首長が小樽市に、例えば小樽市だったら、寄附したことになってしまうので、公職選挙法に抵触しないのかということで総務省に確認したら、総務省は抵触しませんと言っています。それで返しています。

それから、十勝の市民オンブズマンが帯広市と道庁に質問をしましたが、帯広市は公務旅行で取得したマイレージについて、経費節減の観点から、たまったマイレージを無料航空券と交換し、次回以降の公務旅行、出張に利用することとしました。道庁もそういう取り組みを行っていますという回答をしています。一部には、マイレージの関係で、年間4,000億円ぐらい発行されているそうです、マイレージポイントは。その中で、使われていないものが1,200億円程度あるというふうに言われています。

市長も多分、平成27年度で言えば、国外に2回、道外も多分10回程度は行っていると思います。昨年度も多分10回ぐらいは行っていると思いますし、ことしに関しては海外に行く予定もおありだということでもあります。そういう中で、市長は今までマイレージについてどういう認識でどういう扱いをまずされていたのか、それを確認したい

と思います。

○（総務）秘書課長

市長につきましては、就任当初から財政効果があるものと認識しており、マイレージを公的なものとして利用できないかを研究するよう指示を受けているところであり、現在、一つの検討課題となっております。また、マイレージの手続につきましては、市長は現在行っていない状況でございます。

（「市長の認識だよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

質問項目に、市長のマイレージについての認識というものがあった。

○濱本委員

その指示はいつ出たのですか。

○（総務）秘書課長

就任当初から出たものと聞いてございます。

○濱本委員

単なるマイレージの話ですよ。就任当初からもう 2 年たっているのですよ。市長、そのような指示を出して、2 年たっても結果が出ないことに対して、どうお考えですか。

○市長

私自身、このお役目について、初めて出張するときに、マイレージの取り扱いについて、その当時は秘書課長にまず確認をしたところでございますが、何の取り扱いについての取り決めもないというふうに聞いておりましたので、今、濱本委員がおっしゃるように、マイレージを捨てるとか、また、個人に入るとか、いろいろと問題も起こり得るというふうに思っていたことから、秘書課長に対して、マイレージを公の出張として活用できないかということで打診というか、投げかけております。その後も、都度機会あるごとに職員とその対応についてお話をしたところですが、残念ながら、今、濱本委員の御指摘のとおり、それが具体的な形になっていないという状況ではございます。今後において、それは指示させていただいた一つの課題として、職員も今はいろいろと情報収集も兼ねて行っているようですので、それを改めて確認し、小樽市としてどのような形が行えるのか、近いうちに皆様にお示しができたかなとは思っているところでございます。

○濱本委員

市長は、小樽市の財務状況について、議会答弁だったり記者会見だったり、相当厳しいと言っているわけですよ。いいですか、そういう状況が片側にある。そして、マイレージのポイントという話は、直接のお金ではないけれども、支出を削減するための有用な資源ですよ。その資源を、いいですか、この 2 年間、無駄にしたわけですよ。ということは、市長の指示が明確でないし、その指示に対して、ここに以前の秘書課長もいらっしゃいますけれども、明確な答えが出せないがゆえに、何十万円か何百万円か、損をしたわけですよ。損失を発生させたのですよ。何回か、多分、1 年目で海外 2 回と、東京かどこかは知らないけれども行ったら、少なくともそのマイレージで東京出張ぐらいは 1 回か 2 回ぐらいはできたかもしれない。その損失を発生させたのですよ。積極的に発生させたとは言わないけれども、消極的に発生させたのですよ。明確な指示がないから。もっと言えば、その指示に対して明確な回答を即出さなかったから発生させたのですよ、損失を。不作為ですよ、ある意味。現状としては、過去の状況としてはそういうことだというふうに総括せざるを得ないわけですよ。自分で積極的にマイレージの処理の仕方について情報収集しなさいと言って、1 年もかからないですよ、そんなもの。調べるといったって、調べるものなんかそんなにたくさんないです。そんな言いわけみたいな答弁をしたらだめですよ、現場もそうだし。

○総務部長

マイレージについては、昨年私も、たしか夏ごろだったと思うのですが、どうしたらいいかということで

話を聞いた記憶がございます。実は、そのときには、マイレージについては個人に帰属するものなので、なかなか公務で使用するの難しいのだという話を聞いた記憶がございます。それで、実は、今この質問が出て、確認しましたところ、どうも最近、国できちんとマニュアルなりをつくって、いわゆる公用用のマイレージカードといいますが、そういったものをつくってというようなことが行われているというような話は聞きましたけれども、実は、昨年の時点で言いますと、今お話をしたようなことで、決して何か不作為とかということではなくて、個人に帰属するというので、なかなか公用には使えないという、そういう判断で来たものというふうに考えてございます。

○（総務）職員課長

今の公用のカードというお話でございますけれども、私が調べた中では、航空会社によって取り扱いは異なると思うのですが、基本的には、いわゆる法人登録というか、法人契約というのはいけないということで、しかも、個人登録、個人契約という、二つできないというのがございます。それで、マイレージの公用利用を行うに当たっては、公用と私用を区別しなければならないというところで、先ほど委員のおっしゃっていた帯広市にも問い合わせをしたのですが、そのときは、公用利用をする場合は、その航空会社は公用でしか使用しないで、私用では使用してはだめ。つまり、マイルをためてもだめですし、そのマイルを使ってもだめというようなルールで運用しているというふうに聞きました。ある意味、職員の協力を得て、この航空会社については私用では使わないので、公用専用にするというような形ではないとなかなか運用ができないということも、先ほど確認をしました。ただ、北海道の場合はやっているということなので、他の道内各市に状況も調べまして、この件についてはどういう手法がいいか、検討していきたいと考えてございます。

○濱本委員

そうやって行っている間にもどんどん、せっかくの隠れた資源が失われていくわけですよ。帯広市の話は、申しわけないが、私が一つ言いたいのは、全庁でなくて、例えば、市長そのもの、特別職だけは即取りかかるということだって可能でしょうと。帯広市は、先ほど私が紹介した十勝市民オンブズマンの話は2010年の話ですよ。だから、そんなものは今さらの話で、帯広市にいつ問い合わせをかけたかは知らないけれども、市長からそういう話があったら、平成27年の、市長が当選して来たのは4月末で5月ですよ。その指示が出たら、そんな話なんかはもうとっくの昔に、情報収集能力が本当にあるのだったら、対応できているでしょう。どう考えても、今の答弁で、就任当初から市長からの指示があってやっていて研究していますなんていう話は、こんなに時間がたっていたら、私は信用なんかとてもできない。それを私がここで質問しても証明する手だてではないけれども、とても信用できない。先ほどの、これは各府省、国のあれですけども、旅費業務に関する標準マニュアルだって、今から3年前の12月ですよ。こんなものだって、すぐ出てくるではないですか。

それから、これはまだ比較的新しい。平成28年7月29日に旅費業務の効率化に向けた改善計画というのは、これも国の文書で出ていますよ。この中にも当然マイレージのことが出ている。公用カードのことも出ている。これは市長就任時では見られない。だけど、見られるものはその時点でもたくさんあった。にもかかわらず、今日までそうやってせっかくの資源を流出させていたわけですよ。金額の大小ではない。やはり、市長として、せっかく使えるお金をただ単に使わないで損失させたのですよ。市長は損失を小樽市にこうむらせたのですよ。そういう状況になるわけですよ。金額の大小は別ですよ。やはり、市長が自分の政治姿勢のことを考えるのであれば、また、財務状況が厳しいとおっしゃるのであれば、こういう状況は一日も早く改善しなければだめですよ。その間に失われた損失について、自分でどう責任をとるのか、それも答えていただいて、私の質問を終わります。

○市長

マイレージの仕組みというのは、きのう、きょうできた仕組みではございません。もう本当に、私は恐縮ですが、何年にできたということも今は示せない。それほど昔からある仕組みでございます。そして、マイレージの活用において、今、担当職員からいろいろお話がありましたけれども、その視点を持ちながらも、それを公として導入

するにはさまざまなハードルがあるということは、答弁の中でも感じていただいたと思います。私も就任時にそのことを指示させていただいて、当然に私自身の出張費はさることながら、市役所職員も時々において飛行機を活用いたしますし、また、議員の皆様も時々において飛行機のほうを活用される。公務としてですね。ですから、それらが全てマイレージとして公に活用できるということになりましたら、濱本委員のおっしゃるとおり、財源の有効活用、それは私自身も感じたところでございます。しかし、それからこの 2 年間、残念ながら具体的にはなっておりませんが、今、その活用において、この 2 年間もいろいろ調査を担当職員なりにそれぞれしていただいておりますし、また、北海道での活用についても改めて私自身も認識をしたところでありますので、その手法、どのような方法をとっているのか、もう少ししっかり調査をして、そのときにおきましては、私自身の出張費はもちろんのこと、皆様にも御協力をいただいて、マイレージの公的有効活用についてしっかり考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○濱本委員

一つ質問に答えていない部分がある。今まで指示は出したけれども結論が出なくて、そのおかげによって、この 2 年間のマイレージがもしかしたら喪失、マイレージは有効期限もあると思いますから、喪失しているかもしれない。積極的に損失を発生させたわけではないけれども、結果論として損失を発生させたその責任はどうとるのかという質問も 1 点あったはずですが、それに答弁がない。

それからもう一つ。我々議員の公務というのは、政務活動費で行くときぐらいしかないわけですよ。例えば、政務活動費で行ったときのマイレージは、付与してもらったらだめなのです。それは誤解なので、我々に協力という部分は、質問の趣旨には沿っていないし、使えないという部分もあるので、付与されない、求めることができないということがあり、それは誤解なので、その点については承知しておいてもらいたい。私が言いたいのは、特別職の市長としてどうするのだという話で、我々に対しての投げかけは不要なので、その点についても言っておきたいと思えます。

○市長

それをこの 2 年間活用できなかったことに対して責任はというような御指摘かもしれませんが、実際に、この 2 年間に限らず、今まで、マイレージを公の財源として活用はできておりません。ですから、ある種新しい財源の可能性だというふうに思っております。ですから、それが仕組みとして形にならない限りは、実際に今までもお話をしたように、公務における出張等に活用できない、そのような意味合いのものかというふうに思っておりますので、この 2 年間流したということではなくて、これからそれを新たな財源として活用しようという考え方ですから、流したことそのものという形においての責任は私は発生しないと思っております。

○濱本委員

今の市長のお話は、職員も含めた全体の制度設計ができないとマイレージの活用はできませんという答えですよ。私はそんなことは言っていないではないですか。特別職の市長としてすぐにでもできるのではないですかと言っただけの話ですよ。

それから、その話は、市長の考え方として私は到底理解しかねる。なぜかという、話は違いますけれども、市長は公共交通の法定協議会のときに何と言ったか。全体をくるむ法定協議会、包括する法定協議会はできませんと言っている。それで、銭函でモデル地区をつくってやりますと言っている。そういう考え方をするのだったら、選択肢として、全職員を対象にしたマイレージの活用はできなくても、少なくとも市長自身の付与されるマイレージの活用についてはどうやってやればいいのか、どういう付与のされ方をすればいいのか、研究しますというのが普通ではないですかと、それを指摘して終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 40 分

再開 午後 2 時 55 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎簡易水道事業の経営戦略等について

まず、簡易水道事業の経営戦略等についてですけれども、これまでも総務常任委員会でその説明をされていたところではありますが、本事業に係る今後の検討推進事項についてでありますけれども、北海道への要請の継続というものが出されております。これまでと何か変わった北海道への要請というものをを行うということでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

北海道への要請でこれまでと変わったことがあるのかということですが、これから第 2 期創設事業が始まっていく中で、その辺の費用負担については今まで言及していなかったのですが、今後どのような負担のやり方がいいのかというようなことにつきましては、協議を進めていきたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

それも、こうしたことというのも、これまでも北海道に要望している中身ですよね。でも、そうした新たな費用負担というものについて、具体的に出されたということは一つもないと思うのですが、そういった新たな費用負担ができる見込みというものはあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

第 1 期創設事業につきましては費用負担ということで、北海道が 3 分の 2 というようなことでした。ただ、今回、第 2 期創設事業が始まるに当たっては、我々としては、今までの覚書に基づいて、北海道の責任において負担していただきたいというようなことでの要請は続けていきたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

結局何も変わらないということだと思うのですよね。これまでも、結局累積欠損がどんどんふえ続けるだけだと。北海道には要請していくと言ったものの、それが満たされる見込みというのは全くないということを、私どもも指摘したわけでありまして、次に、料金体系の見直しということが出されております。これは幾らになるということでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

料金体系の見直しということですが、この件につきましては現在検討中ということで、具体的にどのくらいにするというのはまだ定まっておりません。ただ、地下水を利用している企業がかなり大口の利用者なものですから、そこに対して何らかの料金体系を考えていかなければならないなど。少しでも利用できるような料金体系をというふうに、今は検討している次第であります。

○酒井（隆裕）委員

現在の地下水の利用料金よりも下がるというような見込みですか。それとも、そうではないという見込みでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

現在の料金につきましては、簡易水道が1立方メートル400円強ということで、地下水が80円ということですので、単価差があります。どうしても使っていただけないということがありますので、基本的には、少しでも使っていただけるためには、料金を下げていくですとか、そういう検討が必要かなと思っております。

○酒井（隆裕）委員

結局、400円が仮に350円になったとしても、大きくは変わらないですよ。地下水が80円ということになれば、当然安いほうに流れるというのが企業の論理だと思うのです。

ただ、その問題で一番重要なものは、北海道自身がこうした事業を進めろというふうにやってきたという責任があるわけですよ。だからこそ、こうした北海道への要請の継続ということで、要請を続けるのは結構ですけども、より強力に北海道に責任を求めるといふ形に、やはり切りかえていくべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

北海道に対してより強力に要請をということですけども、今まで確かに口頭でいろいろなお話をさせていただきましたけれども、今回、覚書でこういうことを書いてあるですとか、第2期創設事業はこういうような事業で進んでいるというようなことをペーパーにしてお渡しして、北海道には認識を強めてもらうということで交渉してきておりますので、その交渉のやり方につきましては引き続きやっていきたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

北海道はやる気がないのですよ。結局、企業を張りつけ、頑張りなさいと言うだけなのです。私は、この問題についてはしっかりと取り組んでいかないと、ますます小樽市としての財政赤字をふやしていくだけの話ではないかなと思います。

◎小樽市民会議100について

質問を次に移します。小樽市民会議100について伺いたいと思います。

この小樽市民会議100、私も参加させていただきました。非常に活発に議論をされている印象を受けました。そして、申し込み人数も94人、参加者数も79人と、非常に多いと私も考えて、すごくうれしい思いであります。こうした人数の感触について、原部としてはどのようにお考えになっているか、まず伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、人数につきましては、目標としていた100人には届きませんでしたが、かなり多くの市民の方々が自発的に集まっていたということ、一定の水準には達しているかなとは考えてございます。

（「水準って何だよ」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆裕）委員

以前に私が聞いたときも、かなりこれを下回る申込人数ということで、すごく危惧したのですけれども、結果として目標人数に近く集まったということはすごく喜ばしいことだなと私自身は思っています。参加者の年齢についても非常に満遍なく参加されているのだなというふうな印象を受けたのですが、何歳から何歳ぐらいまでというのは大体押さえられていらっしゃるのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

第1回目の参加者の年代別の内訳ですけども、79名中20代以下が12名、30代が5名、40代が6名、50代が8名、60代が20名、70代以上が28名となっております。

○酒井（隆裕）委員

本当にきれいにばらまかれたというか、すごくよく満遍なくなつたというふうに私も思っています。

ここで伺いたいのは、今回、「今のおたるのいいところ・わるいところ」ということを出しまして、さまざま

な意見を出されたわけでありますけれども、私がとても受けたのは、いろいろな意見がポストイットで張ってありまして、それを見たときに、「わるいところ」というところに「市長」と書いてあるのがあったのですよね。市長はそういうのはごらんになっていますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まだ意見の取りまとめの最中でして、1 回目の結果につきましては市長には報告してございません。

（「しづらかったんじゃないの」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆裕）委員

いや、何でもこういうことを聞いたかということ、市長は残念ながら、具体的な、市民がワークショップ形式でやっているときに、いらっしゃらなかったのですよね。だから、私はてっきりすぐその内容について、写真を撮ってそれをまとめてということでありましたので、当然こうして議会が開かれるとわかっていますから、市長にすぐさま渡されているとばかり思っていたのです。しかし、まだ取りまとめの最中ということでありますので、それについては早急に、議会に対してもそういった資料なんかも提供していただきたいと思うのですけれども。

まず、こうした会議について、子ども会議でも今度はやられるという話であります。

広報広聴課長に聞きたいのですが、このようなワークショップ形式の市民の意見聴取というのを、例えばこれを取り入れていくということについて、今後検討するという考えはないでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

こういった何か市政の事業ですか、そういったものに対してワークショップといったものを取り入れたほうが、そういったものを検討したらどうかというようなことかと思えますけれども、基本的に、市民の声を市政に反映するという意味では、一つの手法として有力な選択肢だと思っております。ただ、それぞれの担当課でつくり込みの過程があるかと思えますので、それぞれの部門で検討してもらおうという形になろうかと思えます。

○酒井（隆裕）委員

何でもこういうことを言うかということ、結局のところ、市民が意見を出す場所というのは本当に限られているのですよね。日本の市民会議なんかでも、限られたテーマで、その中身に沿ってでしか意見を言えないと。今回の小樽市民会議100ですごくいいなと思ったのは、どんなテーマでも、いいところ、悪いところを出し合えるのですよ。意見の中には、例えば、今回陳情が上がっていますプールについても早急に建設してほしいといった意見もありました。なかなか、こうした今後の市民意見集約の場として、このようなワークショップ形式というのは非常に参考になるのではないかなと思って質問いたしました。ぜひそうしたことも検討の中身に入れていただきたいなと思えます。

この小樽市民会議100で重要なことは、次期総合計画のときにどのように反映されるかということであります。意見は聞いたけれども、全くそれが反映されないということであれば、何の意味もないのですよね。そうしたことについて、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

この市民会議で出た意見につきましては、会議の内容を報告書にまとめまして、庁内の策定組織、今後の計画の内容を協議する策定組織におきまして、計画案への意見反映、これを検討していくほか、報告書をホームページなどで公表しまして、計画策定にかかわる皆様、審議会ですとか、そういった方の参考資料として活用していくという予定でございます。

○酒井（隆裕）委員

今後も注視してまいりたいと思えます。全ての意見を私も見させていただきましたけれども、総合計画のそういったものに、やはりぜひとも市民の意見として反映させなければならないのですよね。その部分が抜けているということになったりしていることになってしまえば、何のためにこうやって100人近くの人数的の方に集まっていたか

かということになってしまいかねないので、そういうところについては私も注視してまいりますし、原部原課としてもしっかりそれは取り組んでいただきたいと思います。

◎中学校の武道について

次に、中学校の武道について質問をいたします。

まず、柔道の体育授業の安全対策について、質問をいたします。

私は従前も質問をいたしましたけれども、何よりもスポーツとしての柔道はしっかり発展していただきたいと思っています。また、部活動での柔道というのも促進していただきたいと思っています。ただし、武道として、授業として武道がある以上は、十分な安全対策がなされなければならないという立場で質問したいと思っています。

従前も、必修化に伴って、重大なけが、命にかかわる後遺症のリスク、こうしたものが指摘されていたというわけでありましてけれども、柔道の授業の安全対策についてであります。

まず、各中学校の武道の実施状況について伺います。種目や時間について、大まかにお示してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今年度も市内全ての中学校において、柔道を10時間程度実施する予定となっております。

○酒井（隆裕）委員

種目は変わっていないですけれども、時間については何か大きな変更とかというのはあったのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

若干学校ごとでは違いますが、これまでと同様の時間数で指導しております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、本市における武道必修化に伴う柔道授業でどれだけの事故が発生しているかということでもあります。ここ5年間の柔道の授業中の事故状況をお示してください。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

過去5年間の事故ということでございます。まず、武道必修化初年度であります平成24年度につきましては事故がございませんでしたが、25年度は軽傷が3件。26年度は骨折が1件、軽傷が2件。27年度は骨折が4件で、そのうち2件が準備運動中の事故であって、軽傷は4件。28年度は骨折が3件で、うち1件が準備運動中の事故であり、軽傷は4件、そのうち1件が準備運動中となっております。

○酒井（隆裕）委員

従前にも伺いましたのですけれども、札幌市内を除く道内の公立中学校の中では、3年間で15件も骨折事故が発生しているということを聞きました。道内他自治体の中学校のこうした柔道の授業中の事故の発生状況については捉えておられるでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

道内他都市の事故の件数につきましては、大変申しわけございませんが把握しておりませんで、本市と他都市の比較というのはできない状況でございます。

○酒井（隆裕）委員

ここで、準備運動中というものが出されているとなっておりますけれども、準備運動中の事故というものはどのようなものでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

準備運動中の事故の具体でございますが、両手と両足をついて歩行する際に、足の指に負荷がかかり負傷したものでございます。あと、寝そべった状態で体を左右に回転させて、それが終わった際に、たまたま隣の生徒が誤って足を踏んで、それで打撲というものがございます。

○酒井（隆裕）委員

準備運動中ということでも事故はあるということですが、こうした事故というものについて、私は、人口比から考えても、生徒比から考えても、非常に多いのではないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

発生状況に鑑みると、決して少ない数ではないと認識してございます。

○酒井（隆裕）委員

問題は、私は以前に質問をして、対策をとってくださいと聞いたのです。そのときにはしっかりと対策をしていくというような御答弁があったと思うのですが、結果として事故が発生し続けているという状況は変わっていないのですよね。準備運動中の事故ということも示されましたけれども、大きく道内他都市と比べて指導が変わるとは私は思えないのですよ。小樽市だけがこうやって突出しなければならないような何か理由というのはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

道内ですとか他都市との比較の部分については、まだそこまでは分析はしていませんが、それぞれどのような状態でけがをしているかという部分につきましては、一つ一つの事故について分析し、教育委員会だけではなく、小樽市教育研究会の体育部会ですとか、体育研究会においても、それらのけがの状況を踏まえて、例えば、指導の手引として、はだしの指導のあり方というような資料を作成して、教員方で研修を行っているという状況でございます。

○酒井（隆裕）委員

前と同様の答弁なのです、体育部会でということで行われているのですけれども。変わっていないではないかという話なのです。今回初めてできたのがはだしのときの指導の方法ということですが、ということは、小樽市の生徒ははだしになったら骨折しやすいというようなことなのでしょう。それでは大問題ですよ。そんなことはないと思うのです。やはり、指導のあり方として、他都市から比べても、違った面があるのではないかという、そういったアプローチが必要ではないかなと思うのですが、そういった点では、突っ込んだ分析というのは従前の質問からはされていないということでしょうか。それとも、された上で、やはりこういった事故が発生してしまったということでしょうか。

○（教育）学校教育支援室長

先ほど主幹から、全道の状況について比べる資料がということでお話がありましたけれども、平成27年度中に発生した中学校の柔道で、全道では全治3週間以上のものが負傷事故ということで、その部分は示されてございます。今回小樽で示されている部分というのは、3週間以上の大きな事故ではなく、2週間よりも少ないという事故が多く発生して、その中でも足の指の骨折というのがほとんどでございます。それが先ほど言ったはだしの資料だとか、それから、準備運動でそのような形で事故が起きてしまったということになってございまして、それは、全道の指導におきましても、授業中における負傷事故のうち、足の指の骨折が9件ということで突出して多いという全道の報告もございまして、そういった点から言いますと、確かに小樽市は件数が多い状況ですけども、柔道で心配されていた例えば頭部の大きな事故だとかということは一切報告はないですけども、その部分において、足の指の事故において、これは大変なことだということで中学校の教員が集まって、資料を作成したり、その分析をしたり、では、どんな準備運動がいいのかということで、今、集まって話し合っている最中でございます。

○酒井（隆裕）委員

変わっていないからこそ同じ質問を繰り返しているわけです。先ほどの全道の授業中での足の指の骨折については、平成27年度でしょうか、9件だと言いましたけれども、これがそのまま当てはまるということになってしまう

と、9 件中 4 件、恐らく札幌市を除いたと思いますが、これは小樽市で授業中に発生しているということになってしまうと思うのですが、そうではないですか。もう一度答弁していただけますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

平成27年度につきましては、本市においては足の指の骨折が 3 件となっております。

○酒井（隆裕）委員

いずれにしても、やはり、道内と比べて、私は突出しているのではないかなと思います。これまでもしっかり対応していくと言ったのですから、本当にそれに向かって対応していただきたいなど。もしそうした対応ができていたのであれば、従前に出してもらった数字のとき、2015年度は骨折 4 件、軽傷 4 件ということでありましたけれども、2016年度にかけても、また骨折 3 件、軽傷 4 件とほぼ変わらないということにはならなかったと思うのですね。一生懸命努力されているのは当然わかります。ですけれども、そういったことを踏まえて、やはり抜本的な対策というものが必要ではないかなと。結局、私が一番危惧しているのは、安全対策上、道内他都市の指導に比べて小樽市の指導に違うところはありませんかということなのです。先ほど御答弁の中で、頭部などのそういった重度なものはないと言いましたけれども、そうは言っても、子供が授業中に骨折するというのは、保護者にとってもすごくショックなことなのですね。それがこうした形で起きているということですから、当然そうしたことについて対応していかなければならないと思います。

次に、指導教員の市内中学校への配置状況と講師の配置状況についてです。

これまでも小樽市において、指導者講習を受けた教員が柔道については指導をするということは、全ての学校でやられているというふうに聞いております。それから、柔道の有段者を含めた複数の教員等で授業を行うように指導しているということも聞いております。従前と比べて、この指導教員の配置状況、講師の配置状況は変わったのかどうか、お答え願えますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

昨年度も全ての中学校において、指導者講習を受けた教員が有段者を含め複数で指導をしております。今年度も同様に指導する予定となっております、従前と変わってはございません。

○酒井（隆裕）委員

こうした事故を防ぐために、そうした教員や講師などをふやすなどという、そういった対策ということは考えられなかったのかどうか、確認したいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

指導体制につきましては、先ほども答弁したとおり、有段者を含めた複数での指導体制ということで指導されておりますが、学校によっては、管理職ですとかあいている教員ですとか、より多くの目で子供たちを見るという体制で指導を行っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

これも従前に聞いたお話でありますけれども、安全性確保についての取り組みですね。そのときにも、事故防止のマニュアルなんかをしっかりと整備することが必要だということで、体育部会等でもしっかり話されるというような御答弁だったというふうに私は記憶しているのですけれども、その後、そういった事故防止のマニュアルですとか、踏み込んだ対応というものはなされたでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

その後の取り組みについてでございますが、体育部会で、まず、けがの分析を行いまして、例えば、考えられる骨折の要因としては、準備運動はしているけれども、指先まで温まらずに指の動きが鈍い状態になっているですとか、それから、受け身をとらないで体を崩されないように頑張り過ぎて足に負担がかかったり、あと、体格差があったなど、それぞれ事故の要因を分析しております。あと、指先の補強運動としては、例えば、足の指でじゃんけ

んをしたりだとか、足の指の握る動作だけで運動するような部分ですとか、素足、または、足の指を十分温めたり伸ばしたり、関節を十分曲げるような準備運動をしてから授業に入るというようなことで、かなりこのあたりは手厚く各学校で指導しているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

これまでの対応策について、私は、やはり十分でなかったからこそ、2016年度もまた発生してしまったというふうに思うのです。体育部会においてけがの分析ということについては、これも、従前も同様の御答弁をされていると思うのですよね。一番心配することというのは、小樽市は特別なことはやっていないのですかということなのです。体格差があるということであれば、それは、体格差がある者がそういった組み手なんかを行えば、事故が起こるのは当たり前なのですよ。そういったのは初めから起きないはずなのです。

私も高校時代に柔道の授業を受けていました。ただ、そこでも、受け身をとるだけでもけがをするといった生徒はいるわけですよ。だからこそ、そういった武道というものはしっかりと安全対策をなされなければならないという話をしているのです。今のお話を聞いているだけにおいては、また今後も同様の骨折や、そして、事故などが起きてしまう危険性は拭えないというふうに思うのですね。

改めて伺いたいのですが、そういった道内他都市の発生状況と本市での発生状況、それから、授業における柔道はどのように行われているかと、一つ一つ分析していく、そういったお考えはないでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今後につきましては、道内の事故の発生状況ですとか、あと、他都市の取り組み等につきまして、どのような形で取り組んでいるかという部分につきまして情報収集し、本市の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

○（教育）学校教育支援室長

委員のおっしゃるように、今の小樽市のけがの状況というのを本当に重く受けとめているところでございます。

今年度も9月から柔道の授業が各校で始まります。その前に私どもは学校に訪問しまして、そして、まず、柔道の環境の整備だとか指導体制、それから、指導の方法だとか、特に準備運動の部分だとか、そういう部分も含めて、体育の教員及び管理職とも協議していきながら、しっかりと今の指導の状況というのを私どもも把握していきながら、安全管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

しっかりと取り組んでいただきたいと思います。また同様の質問がないようお願いをしたいと思います。

そもそも、必修授業として武道がどうあるべきかということについて、従前、教育長に対して質問をいたしました。必修授業として柔道を教えることそのものについて、保護者や生徒、現場の教員の話も十分聞きながら、そのものについて検討していくべきではないかと伺ったのですけれども、その後、教育長としてどのようにお考えをお持ちか、伺いたいと思います。

○教育長

柔道に関する授業に対する認識でございますけれども、柔道は、御承知のとおり、武道という中で何を選ぶかというのはもちろんあるのですけれども、日本古来の伝統あるスポーツということで、学習指導要領の中で取り組んでいくということ、これはしっかりと取り組んでいかなければならないと思っています。

そういった中で、委員御指摘のように、けがが多いという御指摘がございます。ただいま、学校教育支援室長、それから、主幹からもお話がありましたように、安全対策をしっかりと授業を行うという、それが基本だというふうに考えておりますので、今後、そういったことの事故が減少するように、教育委員会としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

そこでお伺いしたいのが、市の中学校学習指導要領の強化、武道の中で選択できる種目、そうした例の中で、加

えられたというものがあつたと聞いております。現行の学習指導要領から次期というべきでしょうか、市の中学校学習指導要領に加えられた選択できる種目の例というのは一体何でしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

これまでは、なぎなたなどという表現で記載されておりましたが、今回新たに、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などと記載されております。

○酒井（隆裕）委員

もちろん、指導者をどう確保するかという問題もありますけれども、そういった新しく選択できる種目というものも私は研究するべきではないかなと。実際に取り入れるかどうかは別にしてですよ。そういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

新学習指導要領の実施に向けては、その種目の指導者が確保できるかどうか、それから、用具などの準備ができるか、それから、安全面や施設面はどうかなど、実際に指導できるかどうかを含めて情報収集した上で、決定してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

しっかりと情報収集を行っていただきたいと思います。

ここで伺いたいのは、今回突然加えられた選択できる種目の例に銃剣道というものがあることなのです。学習指導要領の中では、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすることとしていますけれども、銃剣道というのは新しい競技なのです。防具をつけた状態で、小銃を模した木銃で相手の喉や胴の部分を突く、そういった競技であると聞いております。もともとは旧日本軍の格闘術でありまして、自衛隊の訓練には使われているというふうにも聞いております。競技者も自衛隊員やOB、関係者が占める特殊なものです。この銃剣道というものの中身を知れば知るほど、私は学校で行うということに大きな疑問があるわけでありまして。こういった選択する種目について、十分情報収集をするべきだと言ったのですが、私は、この銃剣道については本市では選択するべきではないと思いますけれども、教育長の認識を伺いたいと思います。

○教育長

銃剣道についてのお話でございますけれども、我々も少々勉強不足で、銃剣道が学校教育の中でどういう活動になっていくのかということもございまして。それから、例えば、国体の種目等にあるのかないかもわかっておりませんので、そこら辺は、先ほど主幹が申し上げたとおり、情報をしっかりと収集しながら、学校教育の中に取り入れる形が適正なのかどうか、そこら辺も踏まえて今後検討する必要があるなというふうに思っております。

○酒井（隆裕）委員

適正ではないのです。

◎教育勅語について

次に、教育勅語について伺いたいと思います。

安倍内閣は教育勅語について、憲法や教育基本法に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることはない、使用容認について閣議決定をいたしました。

以下、教育勅語と道徳の教科化について、教育長の認識を伺いたいと思います。

まず、教育勅語が戦前に果たした役割は何だったと教育長は捉えているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教育勅語が戦前に果たした役割についてでございますが、文部科学省によりますと、教育勅語は大日本帝国憲法が公布された翌年の明治23年に公布され、およそ半世紀にわたって、我が国の国民道徳及び国民教育の基本とされたものであり、国家の精神的支柱として重大な役割を果たすこととなったと示されております。

○酒井（隆裕）委員

では、教育勅語は1948年に衆参本会議において排除執行が決議をされたわけでありまして。この内容というのはどういったことでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

昭和23年6月19日の衆議院本会議の教育勅語等排除に関する決議におきまして、教育勅語等については、「根本的理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第98条の本旨に従い、ここに衆議院は院議をもってこれらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めない」。また、同日の参議院本会議におきまして、教育勅語は「既に廃止せられその効力を失っている。」と決議されておりまして、戦後の諸改革の中で教育勅語を我が国の唯一の根本とする考えが改められたと認識しております。

○酒井（隆裕）委員

社会科でかつて教育勅語があったということは示しても、教育基本法に反しないような形で、教育に関する勅語を教材として用いることは不可能だと思いますけど、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教材として使用するかどうかにつきましては、教育基本法や学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること、その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりすることなど、特定の見方や考え方に偏った扱いとならないことに留意し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

不可能なのです、反しない形では使えないのです。

こうした事実を踏まえるということになれば、当然、今後の道徳教科化ということが言われていますけれども、その中の教材として使うことは私は絶対考えられないと思うのですけれども、教育長のお考えを伺います。

○（教育）学校教育支援室長

このたび政府が答弁しておりますけれども、学校において教育勅語を我が国唯一の根本とするような指導を行うことという事は不適切であるというふうに示されてございまして、道徳科を含む学校の教育活動において、憲法や教育基本法等に反する形で教育勅語を用いることは許されないものと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

◎新・市民プールについて

質問を移します。プールについてであります。

ここで伺いたいのが、なぜまだ具体的な場所が決まっていないのか、それについて、まず伺いたいします。

○（総務）企画政策室尾作主幹

今年度の調査費で視察する予定の場所がまだ決まっていないことについてでございますが、当初予算のときに想定しておりました道内及び道外の施設をお示ししたところでございますけれども、実際に視察に行く場合に、何を視察してくるかというのをまず検討することが必要でございます。

（発言する者あり）

今、庁内で検討を進めておりまして、一応、道内、道外とも選定は進めているのですが、実際、まだ先方との調整がついていない状況でございまして、近々には確定してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

場所がなぜ決まっていないかという、建設場所というふうなつもりで聞いたのですけれども、実際には、代表

質問で聞いたとおり、調査の場所すら決まっていない状況なのですね。私はこれは非常に失礼な話だと思いますよ。

ここで伺いたいのは、結局、民有地を使ってプールを建設するということはなくなったのかということですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

昨年、庁内の検討会議の中で議論しました候補地は、そのまままだ検討の段階にあります。ただ、建設の形態ですとか場所についてはまだ固まっていない状況でございます、民有地を外しているとかということではございません。

○酒井（隆裕）委員

小樽公園という話が出ていますけれども、ここには反対の声というのがあります。やはり中心部で、旧サンピルにあったような、そういった身の丈に合ったプールをという声があるのですけれども、そういった考えというのはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

小樽公園を建設候補地ということでございますけれども、これまでも市長の公約にもありました、小樽公園の中にプールをつくっていくということの考え方自体も、有力な候補の一つとして、現在も検討の中に入っております。

○酒井（隆裕）委員

結局、併設型とか重層型ということにこだわることによっておきているのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

複合形態のお話でございますけれども、昨年、公共施設等総合管理計画を策定した際に、新たに公共施設を建設などする場合には、複合形態も視野に入れてという基本的な考え方がございますので、そこを外して単独というふうにいきなり進める状況には、今はないというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

代表質問で有利な起債について聞きました。小樽市で使えるというのはどのようなものがあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

プールを建設する場合に有利な起債についてでございますが、現在想定できるのは過疎地域でございますので、過疎対策事業債の充当が一番有力になります。ただ、複合形態とした場合には、複合する相手の施設が過疎債の対象になるかどうかということが、またネックになってきますので、そこは、複合形態が決まった時点で、また財源の検討を改めて行うような考えでございます。

○酒井（隆裕）委員

プールについて、最後ですけれども、結局、併設型、重層型ということに理由をつけて、私は時間延ばしをしていたのではないかなど。この 2 年間、本当に振り回されてきたなど、すごく残念に思っています。重層型ということで、総建築費について 60 億 2,444 万円と出ていますね。一体、そのお金はどこから出てくるのだという話ですよ。とても信じられないです。大体どれぐらいの規模かなと思って聞きましたら、函館アリーナが 79 億 9,601 万円です。これは何の財源でつくられているかといったら、71 億 3,980 万円が合併特例債ですよ。小樽市では使えないですよ。過疎債で 60 億円も使えるのですか、そんなに。本当にこうした重層型という名前で時間稼ぎをして、結局はプールをつくらない、つくれないう形で、最後は道筋をつけたということでごまかされているのは絶対許されないとだと思いますよ。そのことは指摘させていただきたいと思います。

◎組織改革について

組織改革について、1 点だけ聞きます。

結局、途中経過であって決定したことはないというような御説明がありました。固まったものではないという

ことでありましたけれども、そうはいつでも、また市長が突然説明していないことを実施することはないという保証は一体どこにあるのでしょうか。また、出てこない、そういった保証はあるのですか。

○（総務）組織改革担当次長

今回、示させていただいた組織図についてはまだ決定ではありません。今後、各部と協議する上で、このような形で進めていくというものを議員の皆様イメージを持ってもらうために、今回、組織図を示させていただきました。今後、9月ぐらいまでの間に各部との協議の中で進めていきますので、先ほどの市長云々という話はありませんが、これは、また別の部分では、この組織図を目指して、この組織改革を進めていくということでございます。

（「市長は別だって」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆裕）委員

目指してとお話しますけどね、3月に総務常任委員会で示された重点項目、五つの重点項目というのを示されましたよね。ここから随分離れているのです、今回の説明用では。

私は、市長が何か言ったからといって、こんなふうにとんちんかんに変わってくるということだったら、こういった説明も全く意味をなさなくなってしまうのではないかなと。だからこそ、市長にこうやって話しているのですよ。一個一個全部やっていきたいのです、全部これは話していきたいのですよ。でも、これを総務常任委員会の中で全部やるわけにいかない。大変な話です。港湾部の復活が検討するに変わったのですよ。結局、後退ですよ。これは、港湾部が復活する、しない可能性もあるということだと思いますよ。それから、保健所長業務の拡大ということを行っていますけれども、結局ここについても、保健所次長が事務を掌理するというふうな形にしていますけれども、結局、保健所長業務が拡大することになれば、保健所次長の業務も拡大するのですよ。これって矛盾ですよ。

ほかにもまだまだあるのです。子ども未来部という話も、全道の各都市と比べて、小樽市クラスのところ子ども未来部ということで、こういうふうな独立したものを持っているところは一体どれだけあるのかとか、ほかのところはいろいろくっつけたりとかしていますよね。でも、これで見ただけではかなり独立性がある。その一方で、国民健康保険とかそういったものについては廃止していくと。1個1個が、私はとてもとてもこういう場面だけで議論できるような話ではないと思うのです。

いずれにしても、この組織改革という名のもとでやられるということについては私は納得できないし、これは突然やるべき話ではない話です。港湾部のことについては、当然、産業港湾部参事を戻すべきだし、急激な改革ということは、私は小樽破壊そのものだというふうに思っています。

◎米艦寄港について

米艦寄港について、1点だけ。

3条件をクリアしていないというふうに思います。核兵器の搭載等についても明確なものはない、明定していないと。それから、今回、イージス艦がコンテナ船と衝突した事故というのもありました。こうしたことから、入港時、接岸時の安全性というものも、私は確保されたようには思えない。こうしたことから、市長の権限において米艦寄港については拒否できるのではないかと思いますけれども、伺いたいと思います。

○総務部長

委員のおっしゃるとおり、確かに事故が100%起きないということはないと思います。ですけれども、やはり、我々としては、一定のルールに基づいて判断をしていかなければいけないというふうに感じております。

それで、万が一こういった事故が起きたりすれば、当然のことながら商業船にも影響はあるでしょうし、また、観光的なイメージの悪化もあると思います。

ですけれども、今お話ししたとおり、我々としては一定のルールとして、これまでも三つの条件を掲げておりまして、これらのものがきちんとクリアされれば、やはり、このルールに基づいて受け入れざるを得ないだろうなと

いうふうに考えてございますし、また、実際のこういった物損だけではなくて、人的なことと言いますと、やはりいろいろな規律ですとか、それから、法律の遵守ですとか、こういったことについても領事館には申し入れていきたくて思っておりますし、また、あわせて、こういった今お話にある入出港時の安全、こういったことも領事館には申し入れを行っていきたくて考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

民進党に移します。

○佐々木委員

◎本市の学芸員の役割について

まず1点目は、本市の学芸員の役割について、お伺いをします。

なぜこういうことを聞こうかと思ったかといいますと、皆さん御存じのように、山本地方創生大臣の発言に、一番のがんは文化学芸員と言われる人たちだ。観光マインドが全くない。一掃しなければだめだというようなことがありました。しかし、私は今回代表質問で、長橋のなえぼ公園の質問をさせていただいたときに、総合博物館の学芸員の方からいろいろなことを教わりました。本当に深い知識といいますか、やはり造詣の深さ、専門分野のですね。そういうことで、本当に学芸員の方の存在価値というのを再認識させていただきました。そこで、やはり本市で学芸員の働き、役割、今後についてお聞きしておきたいと思ひまして、この質問をさせていただきます。

まず、学芸員とはどのようなものでしょうか、資格等について、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

学芸員の役割、資格等についてでございますけれども、まず、その役割についてでございますが、博物館法第4条第4項に定めがありまして、その中で、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」という規定がされてございます。なお、ここで言います博物館とは、博物館法第2条に規定されておりますけれども、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を扱う機関となっておりますので、本市で申し上げますと、総合博物館のほか、文学館、美術館が含まれることとなります。

資格についてでございますが、博物館法第5条に規定がありまして、一つ目が、学士の学位を有し、大学で文部科学省令の定める博物館に関する科目の単位を修得した者。二つ目、大学に2年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で3年以上学芸員補の職にあった者。三つ目として、今申し上げました二つの資格と同等以上の学力及び経験を有すると文部科学大臣が認めた者ということで、具体的に申し上げますと、学芸員資格の認定を受けた者というようなことになっております。

○佐々木委員

実は、私、大学のときに学芸員の資格を取り損ねておりまして、それで学芸員の方を非常に尊敬しているのですが、本市で学芸員というのはどのように配置されているのか、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

本市の学芸員の配置でございますけれども、施設別に嘱託員を含めて申し上げます。

文学館に2名、美術館に2名、総合博物館に10名、このほか、文化財を担当しております生涯学習課に1名、計15名が配置されております。

○佐々木委員

先ほど、多岐にわたる分野があるようですけれども、総合博物館はやはり多いということなのですね。

各館ごとの具体的な役割、仕事内容について、お聞かせください。

○（教育）総合博物館主幹

まず、総合博物館での役割と仕事内容を御説明します。

総合博物館では、博物館法にのっとり資料を収集、保存し、展示、調査研究、教育普及活動を行っています。分野としては、歴史、自然史、交通史、科学と広く総合的に扱っております。具体的役割としては、小樽近郊のその時代、その場所などの歴史的資料、また、生態などの自然資料をあらゆるものの収集、保存、調査を行うこと。また、その資料を展示公開や講座等を通じて市民へ伝えていく役割があります。また、総合博物館本館に多数展示されている鉄道等の車両補修整備、動態展示している蒸気機関車の運行があります。また、青少年に対する科学教育を行っていく役割のほか、関連施設として手宮洞窟保存館の公開なども役割であります。

○（教育）美術館副館長

学芸員の具体的役割、仕事内容につきましては、文学館、美術館、いずれも年間全ての展覧会と関連行事を企画・立案し、実施から完了まで携わっております。美術館では、大型企画や巡回展の場合などは、3年ほど前から関係機関に交渉を始めており、経費や収入見込みなどを検討しております。両館とも良質な企画を生み出すために、当館が所蔵する作家・作品データと作品、所蔵先を調べていくこと、また、小樽独自の発信力を持った展覧会にしていくためには調査研究活動が最も重要であることから、作品や作家に対する研究の蓄積を行っております。また、当館の所蔵方針にのっとり、貴重な文化遺産を後世に伝えていくため、良質な作品及び所蔵に努めているところであります。

○佐々木委員

本当に、今もお話にあったように、私が特に感激しているのは、学芸員の力量が本当に問われる企画力だと思うのです。最近、各施設での企画展というのが非常に興味深いものがあります。例えば、私が見た中では、小樽市総合博物館の企画展では「『ゴールデンカムイ』の中の小樽」、これは漫画ですが、非常におもしろいものでした。小樽が舞台になっています。それから、「路地裏の貌」、1970年代と2016年の小樽という写真を使った展示がありました。それから、文学館の企画展では「サカナクション・山口一郎さんの本箱展」、それから、美術館の企画展では「小樽・美術家の現在シリーズ」、これらについては小樽だからこそできる、本当にそして身近な人が登場する、写真や何かもそうでした。こういう企画がめじろ押しです。本当に展示物の解説、コメントも工夫されておりました、感心して楽しませていただいています。本当にこれらの企画によって随分と来場者数等に影響があると思うのですけれども、どうなっていますか。

○（教育）総合博物館副館長

企画展におきます企画による来場者の影響についての御質問でございますが、博物館では企画展のみの入館者数は計測しておりませんが、企画展期間の入館者数から1日当たりの入館者数で影響を推測することができますので、推測をいたしました。そうしましたところ、平成27年度の夏時期に行いました「世界の蝶・小樽の蝶」の入館者が3万6,204人でしたが、1日当たりになりますと約584人でした。委員がごらんになりました平成28年度の「『ゴールデンカムイ』の中の小樽」でございますが、こちらは3万6,124人で、1日当たりになりますと約645人と、1日当たりですとゴールデンカムイのほうが61人ほどふえているということです。また、冬時期の企画展ですが、27年度は「雪の研究者中谷宇吉郎」で、こちらが1万607人でございましたが、1日当たりになりますと約126人です。ごらんになりました28年度の「路地裏の貌」では1万983人で、こちら1日当たりになりますと145人と、こちら1日当たりで比べますと19人ほどふえています。このように、いずれも1日当たりがふえておまして、企画内容が入館者に大きく影響しているということが言えるのかなと感じております。また、ゴールデンカムイにつきましては道外からの来館者もございまして、企画が入館者に影響しているということが考えられると思っております。

○（教育）美術館副館長

文学館の展示につきましては、平成28年度1本の特別展と7本の企画展を開催いたしました。その中でも、企画

展「サカナクション・山口一郎さんの本箱展」は1月26日から開催し、3月31日までで3,216人の来館者があり、好評につき、期間を7月30日まで延長いたしております。また、平成29年度に入りまして、4月1日から6月11日現在で3,036人と、近年の企画展においては突出した入館者数になっております。こちらは、人気ロックバンド、山口一郎氏の幼少期から触れた文学や音楽から成長の軌跡をたどったもので、小樽市民のみならず、道内外からも多くの若い世代の人が訪れたことと、山口氏の実家である喫茶店メリーゴーランドを一部再現し、1978年から1984年の小樽ポートフェスティバル等の写真パネルや当時のチラシ、ポスターなども展示していることから、幅広い年齢層の方に支持されたものと思われま。

美術館の展覧会につきましては、28年度は3本の特別展と1本の企画展を開催いたしました。その中で、企画展「小樽・美術家の現在シリーズ」、坂東宏哉展と末永正子展につきましては、地域に根差した現在活躍中の作家による展覧会であったことから、入館者の増加に寄与したものと思われま。

このように、両館とも企画内容が入館者増に影響していると考えられます。

○佐々木委員

影響しているということがよくわかりました。そうした企画をするためにも、学芸員の皆さんの柔軟な発想その他に必要なのはやはり研修の体制だと思うのですが、その研修体制というのはどのようなになっているのでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

学芸員の研修体制について、お答えします。

まず、総合博物館におきましては、学芸員はそれぞれ業務におけるテーマを持って活動しております。さらに、自身のライフワークの研究テーマも含め、関連する学会や研究会で自主的に研修を積んでおります。また、業務としては、札幌近郊などで開催される研修には積極的に参加するように取り組んでおります。さらに、道内遠隔地や本州方面へは、予算の都合から年間に1人もしくは2人程度ですが、派遣して研修を積んでおります。

○（教育）美術館副館長

文学館は、全国文学館協議会に定期的に出席し、他都市との情報交換等を行っております。美術館につきましては、北海道学芸員研究協議会と全国美術館会議に出席しております。それぞれ研究発表の場でもあるため、調査研究の成果を提示したり、画期的な展覧会を実施した際には事例発表を行うため、こうした場での交流がそれぞれの館のコレクションを有効活用したり、新たな展覧会を組織するきっかけとなることもございます。そのほか、学芸員としての自己研さんのための研修については、機会があれば自主的に参加している状況となっております。

○佐々木委員

できれば本当に海外や日本全国の博物館、美術館等に研修に、自費ではなくて、小樽市が金を出して行っていただけののが一番かなというふうに思いますけれども。

それでは、市民への情報発信、それから、身近な博物館、美術館など、市民との敷居を低くする試みが各地で行われています。市民と向き合う小樽市の体制について、御説明ください。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館におきまして、市民への情報発信としては、毎月のイベント情報というものを印刷物として発行しております。また、メディアとしましては、FMおたるの番組に、総合博物館以外の文学館、美術館を含めまして、学芸員が交代で出演しております。また、最近の取り組みとしましては、SNSを活用した情報発信として、フェイスブックを利用して情報発信をしているという状況です。また、市民と向き合う体制といたしましては、直接市民の皆様からの質問などに対応するレファレンス業務は年間750件程度行っております。また、学芸員が行う普及講座は年間100回以上開催しております、参加者も非常に多くなっております。また、子供向けの実験工作教室なども年間100回以上開催しております、こちらも大変好評を得ております。また、そのほか、学校団体への内外での対応も非常に多くなっております。

○（教育）美術館副館長

市民と向き合う体制につきましては、両館とも各展示を行う都度、関連事業として、講演会やコンサート、ワークショップなどを開催し、広報やホームページ、フェイスブックなどで広く市民に参加を呼びかけております。職員による工作等のワークショップのほか、文学散歩や、親子で参加する美術散歩の「馬の絵を描こう」という写生会などは非常に好評を得ております。

○佐々木委員

海外からの観光客も非常にふえていると思うのですが、どの程度来場しているのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

海外からのお客様の入館状況でございますが、外国人の方の入館者数の統計はとっておりませんが、分館の運河館におきましては、外国語のパンフレットを外国人の方にお渡ししております。その発行枚数より推定ができて、約25%の方が外国人の方だと思われています。また、本館につきましてはそのような対応はしていませんけれども、運河館よりも外国人の割合が少ないというような印象を受けております。また、展示につきましては、本館は解説パネルに英語とロシア語の表記がありますので、それに対応しておりますし、運河館は英語、中国語、韓国語の解説シートをお渡しして対応しております。その他、直接解説御希望の場合は、英語が堪能な職員が対応するようにしております。

○（教育）美術館副館長

海外からの観光客につきましては、平成28年度、窓口において来場地聞き取り調査に御協力いただいた方を集計したところ、両館とも8%程度の来館者となっております。館内を自由に御観覧いただいておりますが、必要に応じて英語が堪能な職員が対応しております。

○佐々木委員

近年、保存と活用が非常に言われるようになりました。日本遺産の発想もそこから来ているところが大きいと思います。これまでは保存に重点が置かれてきたというふうに思いますけれども、まず、その保存から、先ほどもお話にありました研究についての重要性について、改めてお聞かせください。

○（教育）総合博物館副館長

地域の文化財、文化遺産を考える上で、それが何であるのか、いつの時代のものであるのか、さらに、どのように使われてきたのかを調査し研究を行うことで、文化財の持つ歴史的な位置づけが初めて可能となります。当市の文化財も、日本史の中での位置づけを考えることで、小樽の特色が見えてきます。保存、活用の前提として調査研究が必要であり、これを十分に行うことができるか否かが学芸員の力量が問われると考えております。現在教育委員会で行っております歴史文化基本構想も、この研究の成果の一つと考えております。

○佐々木委員

それと、一方で、活用の視点ですが、文化財の活用の観点、観光資源としての価値については、こちらとしてはどのように捉えておりますか。

○（教育）総合博物館副館長

小樽市におきましては、小樽運河と倉庫群はもう既に北海道観光の代表的な資源となっていると考えています。これ以外にも、旧銀行街の歴史的建造物や市内各所に残されています鉄道遺産など、国内外の観光客にアピールできる資源が既に存在していると考えております。これらの観光資源の基礎的な調査研究を行い、しっかりとした裏づけのある情報として提供できるようにしていくことが肝要であると考えております。なお、投資の観光資源としては、これ以外にも美しい海岸からの高山植物や、山岳地帯までの豊かな自然環境も非常に重要であると考えておりまして、これらについても調査を継続していきたいと考えております。

○佐々木委員

まさに、お聞きすれば、小樽市がこの活用の観点では先行事例なのなことだと思います。

最後に、最初に言わせていただきました山本地方創生大臣の「がんは学芸員」発言について、コメントをお願いいたします。

○（教育）総合博物館副館長

山本地方創生大臣の発言は、そのもとになったと言われているデービッド・アトキンソン氏の発言を見てみますと、山本大臣にアトキンソン氏の真意がうまく伝わっていない点があったように見受けられます。一方で、この騒動で、一般の方に学芸員の存在や、その担っている業務を知っていただくよい機会となったという面もございます。しかし、これは、今まで学芸員がその活動の意義をアピールすることを怠ってきたともいえると考えております。これまでお答えしてきたように、学芸員の業務の柱の一つが調査研究であることは間違いありませんが、その成果を社会還元していくことがその前提にあると考えております。現在、全国の多くの学芸員たちは、成果の効果的な社会還元の手法として、観光部局との協力などを行いながら、地域の魅力の発見やPRなどにも携わっております。当市の博物館以外の全ての学芸員も当市にとって必要不可欠な人材と言われるように、今後も努めていきたいと考えております。

○佐々木委員

この質問をさせていただいたのもあの方のおかげということで、本当にきちんと本を読んでいただければよかったですよね。

これでこの質問を終わらせていただきまして、次に、新・市民プールの建設について、お聞きをします。

◎新・市民プールの建設について

新・市民プールの建設を待ち望む、一刻も早く建設をとという市民の声が大きいのはよくわかります。私たち議会もその気持ちに沿って、全会一致で早期実現方の陳情を採択いたしました。

一方で、例えば建設場所についても、先ほどからの話のように、決定までにはまだ至らず、まだこれからも紆余曲折があるような感じがします。また、決まったとしても、そこから一足飛びに建設とはならないというのは、皆様も御存じのとおりだと思います。陳情にあるように、基本設計、実施設計が必要なことはもちろん、そこに至るまでもやはりプロセスがあるはずで、今、まさに調査をするということで、わかる範囲でお答えをいただきたいのですが、現在、こうした施設を建設する場合、市が単独で建設・運営する以外にどんな手法があるのか。先ほどから何度か複合とかあれとかということはあると思いますが、もう少し具体的に、こういうのがありますというようなのを説明いただければと思います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

建設する場合の手法についてですが、市が単独で建設と運営を行う公設公営の手法のほかに、市が建設を行って、その管理運営を民間に委託する指定管理などの公設民営の手法、また、民間が建設して市が施設を借りて管理運営する民設公営、また、民間に施設の設計、建設、運営、資金調達まで一体的に委ねるPFIのような民設民営の手法がございます。

○佐々木委員

そういう手法を使ってやっていく場合、公共建築物が、どの手法を使うかは別にして、そういう公共建築物が開設に至るまでのプロセスと大まかなタイムスケジュールを、プールと同規模な施設の場合で示していただきたいのですけれども。

○（総務）企画政策室尾作主幹

一般的に公共建築物が開設に至るまでのプロセスと大まかなスケジュールということでございますが、現時点ではプールの施設規模が決まっておりませんので、同規模の比較となるかはわかりませんが、他市の例でいきます

と、単独のプールとして建設された北見市の温水プールの場合ですと、平成23年度から26年度までの4年間で建設事業が実施されております。大まかには基本設計で1年、実施設計で1年、残り2年が本体工事となっております。また、このプール単独、併設とかにかかわらず、今申し上げました期間のほかに、設計に入る前に施設規模などを検討する期間が必要になってきて、そこで市民の皆様からの御意見をいただいたり、関係団体との皆さんとの協議を行う期間が必要となってまいります。それらを踏まえて基本構想や基本計画という形で策定している自治体もございます。

○佐々木委員

時間がかかるということだと思うのですが、示されている今の北見市の温水プールの場合は単独の温水プールということでしたけれども、複合施設等であれば、そのスケジュールとはより一層延びることが予想されますが、どうですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

複合的な施設とした場合のスケジュールでございますが、こちらも複合とする施設の規模等によりまして期間が変わるのですが、プール併設型の伊達市の総合体育館を例にとりますと、平成20年度から25年度までの6年間建設事業を行っておりまして、基本設計1年、実施設計1年、体育館で2年、プール工事で2年といった状況になっております。

○佐々木委員

今も話にありましたし、その陳情の中にもありましたが、そもそも基本設計、実施設計というのはどういうものなのかということ一度説明していただきたいのですが、その主な内容について説明してください。

○（総務）企画政策室尾作主幹

基本設計とは何かということですが、一般的には、設計に必要な事項を整理した上で、建物の構造、配置、各階の基本的なレイアウトですとか、備えるべき機能や設備、内外のデザインを基本設計図書としてまとめる段階になっております。また、実施設計につきましては、設計者が設計しました基本設計図書に基づきまして、工事施工を考慮した上で、デザインや技術面の両面にわたる詳細な設計を進めたり、工事施工に向けた具体的な積算を行う段階になります。

○佐々木委員

では、そうすると、期間は先ほど、基本設計も実施設計もおおよそ1年ずつかかっていたように思いますが、その期間の短縮ということは可能なのでしょうか。また、短縮した場合に、例えば、何か弊害が出るとか何だとかということはないのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

基本設計や実施設計の短縮は可能なかどうかということ、また、それによる弊害がないかということですが、期間を短縮することで、本来、設計に十分な時間をかけることが必要だったのが、かけられないことで手戻りにつながるおそれも出てくるのが想定されますので、現時点では、設計に当たって何か弊害が生じるような期間の短縮ということを行うことは想定しておりません。

○佐々木委員

それで、基本設計は、先ほど聞いたあれでいくと、よく見る一般の方もわかるようなイメージ図みたいなものがきっと載っているのがその基本設計だと思うのですが、やはり、ああいうものをつくるのには、市民の皆さんからいただいたさまざまな御意見とかアイデアとかを募集して、それを生かしてつくっていくという手法でやっているところもあるという話を聞きます。先ほど、実際にそういうお話もありました。そういう市民参加の手法も、本当に時間は要するが、やはり必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

市民参加の手法の必要性ということでございますけれども、委員御指摘のとおり、市としての方向性が定まった後に、市民の皆様ですとか、あと、議会、関係団体等の皆様から御意見をいただきながら、具体的な整備計画を進めることになることが必要だと考えております。

○佐々木委員

やはり、何事も拙速になって十分な検討がないまま見切り発車というのは、どんなことをやるときでも必ずひずみが出るものです。やはり、莫大な維持管理費、補修費が自治体のお荷物となり、それに耐え切れず閉鎖される公共施設も全国に出てきていると。できるだけやはり多くの市民にとって使いやすい施設とするために、また、その持続的に施設を維持管理していけるために、十分な検討や市民理解が必要だなというふうには思いますけれども。

少し違う観点になるのですが、市長公約として市民プールの位置づけはお聞きしていますけれども、まずビジョンとして、市長は公共施設全体の中での市民プールの位置づけをどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。どうしてこういうことを聞かかと言うと、市民プールだけが突出していくのではなくて、やはり全体の中での位置づけが必要であると思いますし、それから、やはり、港湾のところでの市長のお考えでは、老朽化施設の対策が先決として新規の国際旅客船ターミナルは後回しにするというお考えだったようなものですから、その観点とこの市民プールの新規につくるところの矛盾点はないのかなというふうにして、お聞きしたいと思いません。

○（総務）企画政策室尾作主幹

公共施設全体の中での市民プールの位置づけということでございますけれども、プールの建設につきましては市長の公約に掲げておりまして、事業推進に向けた優先度は高いものと考えておりますが、昨年策定しました公共施設等総合管理計画におきましては、新設や建てかえで新たに整備する施設については複合施設とすることも視野に入れて検討することとしていることから、老朽化したほかの施設との複合を検討する必要がありますし、他の老朽化した施設に優先して進めるためには、市民の皆様などへの丁寧な説明が必要となってくると考えております。

○佐々木委員

聞きたいことは聞かせていただきました。本当に陳情されている皆さんのお気持ちは非常によくわかります。ただ、実際に建設を基本設計をとということになると、やはり考えなければならないことが多いということがわかりました。

◎2016年 1 月29日の市長記者会見記録について

続けて、3 点目の質問に入らせていただきます。

2016年 1 月29日の市長記者会見記録について、これは代表質問で取り上げさせていただきました。市長の錯誤が原因で事実と違うことが公式の記録としてホームページに掲載されたままです。抜本的な解決を強く望みますがいかがですかと質問をしました。

そうすると答弁は、「市政記者クラブに対しホームページに注釈を加える形での訂正を申し入れましたが、理解が得られていない状況です。私としても解決に向け、市政記者クラブから理解が得られることを望んでいます。」これは本当に愕然としました。当事者意識とか責任感ってあるのかなと思ったわけです。

例えば、こうだったらどうでしょう。車を運転していて、車を一方的にぶつけられたと。こちらは当然、ぶつけたほうにどうしてくれるのだと言い募ります。そうすると、ぶつけたほうがおりにきて、「私としても解決に向け、こちらの言い分をあなたに理解してほしいと、その理解してくれることを望んでいます。」こう言われたら、私は我慢できないという気がする。ぶつけたのはあなたでしょうということですがけれども、全く同じように私としては思いました。

そこでお聞きします。錯誤発生からここまでの経緯を、市長側と市政記者クラブのやりとりを中心に客観的に説

明ください。特に、市長は現在、どのような解決策を示しているのか。また、それに対する市政記者クラブの対応はどうか、具体的に説明をお願いします。

○（総務）広報広聴課長

平成28年1月29日の記者会見についてですけれども、28年第1回定例会におきまして、市長発言に錯誤があったということが判明いたしました。これを受けまして、同年3月23日に市政記者クラブに対し注釈を入れる形での訂正を申し入れたところ、3月25日、記者クラブより、文書ではなく会見の場などにおきまして説明と謝罪を求める旨の回答がありました。その後、4月7日の市長記者会見におきまして謝罪、説明、質疑等が行われましたけれども、4月13日、改めて記者クラブから、錯誤はなぜ起きたのかについての原因及び今後の対策について、文書での回答を求めるといものが出されてございます。4月28日に文書にて錯誤に至った経緯等について回答を行いまして、5月8日及び6月3日の定例市長記者会見におきまして、文書回答に対する質疑等が行われたという経緯でございます。

以上のとおり、市側としては注釈を入れる形での訂正を申し入れているところですが、市政記者クラブからは、現状において注釈を入れるということになりますと、記者会見における市長発言の信憑性を根本から揺るがすものであるということから認められないなどの見解が示されているというところでございます。

（「それなのに答弁するのは大変ですね」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

市長に確認しますが、まだ結論が出ていないので、最終的な責任を果たしたところまでには至っていないと、私に答弁をいただいているのですけれども、これについては現在も変更がないということではよろしいでしょうか。そのように思われているか。

○（総務）広報広聴課長

議員が御指摘のとおり、状況が変わってございませんので、この件につきましては現在も変更がないということでございます。

○佐々木委員

まだ自分が責任を果たしていないのだということは確認をさせていただきました。

市長にとっての解決策というのは、答弁にあるように、現在示している訂正方法を市政記者クラブが受け入れる、そういう方法以外にはないとお考えなのでしょうか。それとも、何かそれ以外の方法は考えておられるのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

現状におきましては、新たな有効な解決策は特に思い当たりませんので、現在、記者クラブに示している方法で御理解いただきたいと考えているものでございます。

（「謝罪すればいいだけでしょう」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

それでは報道各社が応じないから、市長の求める形で応じるまで放置するということですよ、望んで。無責任きわまりないと私は思います。これではまるで、市政記者クラブのほうで訂正に応じない、責任がある、そちらが悪いのだと言っているように聞こえます。全国のどこに、市長みずからが間違っただけをそのままにしている市役所の公式ホームページがありますか。見たことがないですよ。それから、市民としてやはり恥ずかしいし、公式ホームページの信頼性だけではなくて、小樽の市政そのものの信頼性を下げていることになるのではないかとというふうに非常に危惧をしています。

ですから、何とか解決してほしいのですけれども、先ほど公式のやりとりについて聞きましたが、やはり責任を果たすために、実際に市長側から記者クラブに公式でも非公式でも、それを含めて別の方法みたいなことで、こういう方法でとかという解決のための働きかけというのは行われているのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

前段、記者クラブに責任があるようではないかというようなお話がありましたけれども、もちろんそういったことではありませんで、市としまして、注釈を入れるという形が現状では最良の方法かなと考えておまして、何とかこういった形で御理解いただきたいと考えているということでございます。今後におきましても、機会を見つけてお話ししていきたいと考えているところでございます。

○佐々木委員

御理解は多分いただけませんよ。だって、言っている中身だって、報道から言えば、その事実を曲げろと。報道の基本的なところを犯すようなことをやっちゃっているわけですから、そこを曲げてまで、そのところに応じますということにはきつくなりません。ですから、そこはやはり現実的な路線をですね、しっかり解決の方法を、違う方法を見つけるべきだと思うのです。やはり、きちんとまずは報道各社に謝罪なり何なりをきちんとして、話し合う体制をしっかり持っていただきたいなとまず思うのです。結局責任が果たされないまま、果たすと言いつつ。

私が聞きたかったのは、これでどうして市長は自分の評価が100点なのかということなのですよ。この問題は、頑張った自己評価に影響しないほど市長の中では小さな問題なのですか。それについては、きっとほかの方は答えられないと思います。市長の心の中でこの問題の捉える大きさについて聞いているのですけれども、いかがですか。

○市長

私自身も決して小さな問題だというふうには思っておりません。ですから、今、担当からも話がありましたけれども、市政記者クラブに対して注釈を入れたいということの申し入れもさせていただいているところでございます。そして、その時々において、可能な限りですが、誠実な説明を心がけるなど精いっぱい解決に向けて取り組んできたところでございます。お話があったような報道を曲げろとか、そういうことを望んでいるのではなく、やはり、実際にこの注釈を入れることで解決に導いていきたいということで、私たちに努力をさせていただいているところでございますので、小さな問題という認識は持っているわけではございません。

（発言する者あり）

○佐々木委員

市長、これを解決しなければと思っているのだったら、自分の主張を貫き通すという方法では解決しないのですよ。これは何でもそうです。申しわけないが言わせていただきますけれども、市長が就任されてから、市の職員と議会と商工会議所と、さらに、中央バスと、そして、今回の報道機関と、これらとの関係が全てこういうふうにして市長の柔軟性のなさ、やはり対応力のなさが問題になってこういうことになっている。これらの組織は全部市にとって非常に重要な組織でしょう。これらとしっかり手を取って連携してやっていきますということであれば、市長、もう少ししっかりと、自分のこれまでの手法というか考え方というか、そういうものをやはり見直さないと、これからの2年間、このやり方では通りませんよ。どうか市長にその辺のところをもう一度変えていただきたくて、最後に御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

（「こんなに優しく言ってくれているのだから、ちゃんと答えたほうがいいですよ」と呼ぶ者あり）

○市長

この点における改善策として、私はもちろんですけども、担当職員等も含めていろいろ議論をした結果、こういう注釈を入れる形での訂正が最もよい解決方法であろうというふうに私たちに判断をしまして、それで、記者クラブの皆様へ御理解をいただきながら、決して、何もお伝えをせずに勝手に変えるということではなくて、きちんと理解をいただいた上で改善を図りたいということで、今までもこのように対応をさせていただいているところでございます。私たちに努力を続けているところであって、それをもって柔軟性のなさ、対応力のなさがあったのではないかという御指摘は、私は当たらないものだと考えているところでございます。

○佐々木委員

市長、答えは要りませんけれども、今まさに私にそのようにやっていることが柔軟性のなさ、対応力のなさなのですよ。やはり、そういうときにきちんと、このところに、どう問題を解決していくために、自分がどう思えばいいのかということをやはり考え直さないと、心の中がかたくなになっていたら本当に人とぶつかるだけ。これについては本当に市長に変わっていただきたいというふうに最後に話をさせていただきまして、終わります。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 33 分

再開 午後 4 時 59 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○斉藤委員

◎次期総合計画策定について

まず、次期総合計画策定に関して伺います。

基本構想の検討については、市長及び市職員で組織する策定会議及びその補助組織で進めると基本方針で述べられていますが、それぞれのメンバーと人数について、お示しいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、総合計画の策定会議についてですけれども、このメンバーとしましては、市長、副市長、教育長、公営企業管理者、病院事業管理者、保健所長、その他部長職にある職員、ただし、担当部長を除き病院局にあっては事務部長に限るということになってございます。をもって組織しておりまして、人数としては17名でございます。

そして、補助組織ですけれども、現在動いているものとして、幹事会と称するワーキンググループが今動き出しておりまして、これは次長職6名で組織しております。その役割としましては、次期総合計画の政策分野、大まかな枠組みですね。フレームと称しておりますけれども、これは現在の第6次総合計画で言うところの五つのテーマですとか、そういった部分、次期総合計画ではどういった枠組みにしていくのかといったことを今は検討しております。そのフレームの設定が終わりましたら、今度は幹事会に各部の次長職、ここからは予定ですけれども、各部の次長職も加えまして拡大幹事会というふうにしまして、今度は、計画の内容の検討を行ってまいります。それで先ほど申し上げましたフレームに基づいて分科会を立ち上げていくのですけれども、その分科会には、各部の同じく課長職以下の職員も加えて、政策分野ごとに計画の内容の検討を行っていくという予定になってございます。

その人数につきまして現在、一つの分科会につき8名程度ということをご予定してございます。その数ですけれども、どういったフレームになるのかということによって、その分科会の数もまた変わってくるのですが、第6次総合計画の策定時におきましては六つの分科会に分かれて作業をしておりまして、そこに一分科会当たり8名という数を当てはめると48名、そのぐらいの人数になるというふうに想定してございます。

○斉藤委員

先ほど、課長職以下ということでしたが、主に課長職ということですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

実際、そういった計画の中身を書くということになりますと、課長職というのは必要なと思いますけれども、ただ、やはり、若手職員の参画というのも重要なと思いますので、課長職に限っているということではございません。ただ、メンバーの選定についてはこれからでございます。

○齊藤委員

基本方針を見ますと、職員参加の手法を検討するというので、この職員参加の方法というのは、今言ったようなものが職員参加の方法なのか、もう少し何かいろいろなことがあるように基本方針には出ていたのですが、具体案としては、何かその職員参加の手法というのは出ているでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今申し上げた分科会への若手職員などの参画というのが、まず一つ想定しているところでございますけれども、それ以外にも、策定の各段階において各部に意見照会して、意見を取り入れていくというのがまず 1 点です。その他の職員参加の手法というのは、今、具体的なものがあるわけではありませんので、また、今後どういった形で職員の参加していけるのかということ、今後また検討してまいりたいと考えております。

○齊藤委員

何かいろいろ意見聴取の仕組みが考えられているように読み取ったのですが、検討していただきたいと思います。原案作成は年内ということですが、現時点でそのフレームの設定をやっていると。かなり、いずれにしてもタイトなスケジュールというか、かなりきついのではないかと思いますけれども、フレームの設定のおおよそ、何といえますか、内容的なものが出せるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

フレームの内容につきましては、まだ検討中の段階でございますけれども、中で協議している中では、これは以前からの課題ではあるのですが、やはり人口対策、これが最重要であると。それに関連しまして、子育て分野、こういったものもかなり重要度が上がっているということなので、一本ここで特出しするのかどうかというようなことを検討しているところでございます。

○齊藤委員

あと、第 4 回定例会にその原案を報告するというのですが、第 4 回定例会に原案を実際出せるかどうか。それと、出す場所はこの総務常任委員会ということでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

報告先としましては、総務常任委員会を考えております。そして、スケジュール的に出せるのかどうかということでございますけれども、確かに、少しスケジュールの進行がおくれてございますので、少々きついことはきついのですが、何とか取り戻せるように、ここで何とか予定どおり原案を報告できるように、これから作業を進めてまいりたいと考えております。

○齊藤委員

◎組織改革について

それでは、次に、組織改革について。6 月 14 日付で、先ほど組織改革担当次長から説明がありましたけれども、組織改革に係る部の再編等について、説明用と、同じ題名ですけれども、組織改革に係る部の再編等について、資料 1 というものが委員に配付されています。それで、私は、建設常任委員長である我が党の千葉議員から、千葉議員のリクエストで建設部雪対策第 2 課が作成した、これも 6 月 14 日付ですが、平成 29 年度雪対策第 1 課、雪対策第 2 課の事務分掌及び業務分担というメモですね、これは。あくまでも議員個人からリクエストで出されたメモですけども、それをいただいています。

これらについては、書面を、私が議員として書面をもらった限りでは、建設部雪対策第 1 課、雪対策第 2 課とい

う話は、もう既に現実になっているわけですよ。だけど、現実になっているけれども、実際、事務分掌から業務分担からどうなっているのか、我々議員がさっぱりわからないような、そういった状況が、ついこの間まで生まれてきたわけですよ。

プラス、先ほど説明された 2 枚の紙を見た限りでは、決定事項なのか何なのか、これから決めるから議論してくれというのか、まあ、方針としてこんな形ですよというのか、何の説明もないのですよ。ただ、表みたいのがあって、矢印がいっぱい書いてあって、見てくださいと言われても、まあ、先ほど組織改革担当次長から、いろいろ説明がありましたから、ああ、まだ決まっていないのだなという、これから議論するのだなみたいなことは、聞いて初めて、ああそうかという話で、紙を見た限りでは、何だこれって話なのですよ。

そういう大きな組織改編に当たっても、余りにも、たたき台だからというのか何なのか、余りにも大ざっぱで、丁寧さを欠く表現で、非常にこの粗雑さというのは、そもそも、最初、紙を見た段階でびっくりしたと。先ほどほかの委員からもありましたけれども、これだけのことをやるのであれば、事前にいろいろな資料をつけて、こういう方向でこういう考え方でというのがあって初めて出てくる話ではないのかなというのが第一印象なのですが、どうでしょうか。

○（総務）組織改革担当次長

冒頭の報告でも説明したように、今回の組織図というのは、あくまでも決定ではなくて、案という形で、このような形で各部協議を進めますよという情報を委員に情報提供したということでございます。恐らく、斉藤委員の考えている丁寧な資料をもつての説明というのは、第 3 回定例会近くにならなければ、できないと思いますし、また、当初のスケジュールでいきますと、8 月から 9 月にパブリックコメントをやる予定ですので、その際の資料をもとに、各会派を回って、各委員の御意見を聞くということも想定はされます。

ただ、現時点では、まだこういう形での進め方というか、こういう形で各部協議をするということだけでありますので、その丁寧な説明の資料というのが、決定ではありませんので、まあ、出せないというか、まあ、もっと決定に近くなりましたら、その決定に近くなった際の考え方ですとか根拠、それは情報提供というか、資料で提供したいというふうに考えております。

（「雪対策のこととかかわっているでしょう」と呼ぶ者あり）

○斉藤委員

いや、決まってしまってから出しますよという話ではないのですよ。この説明用という紙がありますよね。これは要するに、左側に①から⑧まであって、右側にこう、少し考え方というのが（1）から（8）まで対応したように書いていますが、これは、一個一個が二、三行なのですよね、せいぜい。そういう話なのですかという。要するに、この一個一個について、現状こうですと。こういう方向性でやりたいと思いますと。で、その効果はこんな形ですというような、この（1）（2）の 1 項目ごとに、せめて二、三枚ぐらいのその背景が説明されて出てくるなら、ああそうかとわかりますよ。ただ、二行ぐらいでぼろぼろと書かれて、こんなことやりますよという、何だこれはというのが基本の印象ですよ。こういうものって、そうではないですか。

○（総務）組織改革担当次長

繰り返しの答弁になりますけれども、現時点で、第 2 回定例会の段階で、組織図を見ていただくと、こういう形で部を廃止したり新設したりという案を示させていただいているだけで、これに、本格的に決まってくるというか、話が煮詰まってくると、当然、その廃止する理由ですとか、新設する理由を含めて皆さんにお示しする形にはなると思いますが、今はまだ動いていないだけで、こういうスタートの仕方をしますという情報提供なものですから、当然、この図を描くに当たっては、この二行だけでなく、根拠となるものはもちろんあっての図の作成ですけれども、決定していないものの中で根拠を示すということは、私の中ではまだいいのかなというふうに勝手に解釈した部分もありまして、コンパクトにこの二行でまとめたという状況でございます。

○総務部長

今、担当次長から御説明しましたけれども、実は、恐らく委員は、ある程度のたたき台ができていて、その説明を全然丁寧にしていないということでおっしゃられていると思うのですが、今、担当次長から説明しましたとおり、実は、この部の大枠をどうするかということ、今、検討している段階でして、いわゆる、どちらかというところとフレーム的なものを検討しているという状況で、我々としては、逆に、そう思われなくてもいいんですけども、実は、少し丁寧に説明しようというつもりで情報提供を、途中経過ですけども、させていただいたという意識が非常に強くて、そういった感覚で実はこの資料を出させていただいておりますので、今言われております二行程度しかないかということも、そのとおりですけども、実は、非常に途中経過を情報提供させていただいているという中では、こういった資料になっているという、これが実情でございます。

○齊藤委員

親切心で出してくれているのだという言い方ですけども、こういう、要はこの説明用の（１）の介護事業とか、（２）の高齢者対策の一環とか、それぞれの項目について、その現状分析とか、現状困難ですと。だから、こういう必要性があって、こういう方向性に行きたいですみたいな、そういう背景的な分析みたいなものが、当然あるはずですよ。何でそれを出してくれないのかなど。そういうものがあれば、ああ、こういう必要性があるのだなということをお納得して、そのやりたいこともそこから理解できるという部分ですが、そういった部分が丁寧じゃないので、やりたいことだけ結果が羅列されているけれども、こちらに伝わってこないのですよ。どんな必要性があるのか、どういう理由なのかという納得性がないということです。何かあるのだろうとは思いますが、あくまでもあるのだろうという話で、では、何かあるのだろうという、そこを何か資料としてあつてしるべきなのではないかという意味です。

○（総務）組織改革担当次長

今言われたように、例えば、医療保険部を廃止にするという説明も二行で終わっているわけですが、当然、医療保険部廃止の、廃止というか、平成20年度にできた当時のそのいきさつですとか、10年経過した業務の流れですとか、それと福祉部の関係ですとか、課題、問題点、それを整理した上で廃止の方向で、今、示させてもらったのですが、これは廃止になるかどうかというのは、これからの議論になります。当然、受け手の生活環境部で国保年金課を受けるぞという議論になるのですけれども、これが生活環境部でいいのかどうかというのも、相手があることですし、受けてくれるかどうかというのは、まず、なかなかはいとは言わないという現状があります。

そんな中で、今、委員が言われたように、その根拠を示しても、そうなるとは限らないという現状があるわけですから、示したら、何かそれで進むととられても逆に困るものですから、そういう意味では、第3回定例会前の煮詰まった段階で、その根拠、考え方を示そうというふうに思っています。

（「そういう話じゃない」と呼ぶ者あり）

○齊藤委員

だから、先ほど言ったように、要は、これは決定事項ではないから、決定事項ではないとして今ここに出されているから、その決定事項までに至る現状分析というのかな、背景というか、こういう必要性、こういう理由があって、こういう方向に行きたいですみたいな部分が、そういうもともになるものが、まず出されて、それから議論するのではないのかなという話です。

進めますけれども、今言っているのは、8項目にわたる分ですが、この2枚目の資料1の⑧に（再編）建設部というところがありますけれども、ここで、その雪対策課の二課体制については、雪1課、2課と書いているだけなのですよね。その庶務課から用地管理課から都市計画課でずらずらと書いてあって、下から2番目に雪1課、2課となっているだけで、これについて別に何の説明もないというか、ないですよ、現実問題。ない状態で、議員としては、あ、そうだったのだから、きのうだったのだよみたいな話で、では、どういう分担になっているんだろう

と、ステーション内の分け方は言ったけれども、実際にもらってみたら、事務分掌及び業務分担という雪対策第 2 課がつくってくれたこの紙を見れば、いろいろなことが実際、業務分担としてあるわけですよ。そういうことを分担して、そういったことも黙っていけば議員はさっぱりわからないという話ですよ。これはリクエストしてやっとなってきたから、ああそうなのかと、今、私は見ているだけで、では、何の説明もなかったのかって逆にそちらのほうがびっくりする話で、こちらから求めなければ何も出てこないかのという、それこそあんまりではないかなという。

それは建設部の問題ではないのですよ。建設部が何か説明しなかったから悪いという話ではなくて、きちんとその組織改革の総務部の立場から、こういうようやりましょうという、こういう説明しましょうという話になるものではないですかね。

○（総務）組織改革担当次長

まず、資料 1 の組織図の雪 1 課、2 課については、この資料 1 については、そもそも平成 30 年 4 月を目指す組織改革の図ですので、その段階では、もう 29 年 4 月に雪対策課の二課体制ができていたということでございますので、建設部の右枠の今回の 30 年の 4 月の組織改革に関係なくくりの中に入っているということでございます。

（「前回定例会会にのっていなかったでしょ」と呼ぶ者あり）

それはまた別としてのことです。

（発言する者あり）

建設部で説明ではなくて、総務部でという御指摘でございます。今回、代表質問でもありましたとおり、雪対策課の体制というのは、緊急の体制という形で説明させていただいております。それで、建設常任委員会の資料要求の中で、千葉議員の資料要求で出てきたということでございますので、今回総務常任委員会ですべき資料だったという御指摘は確かにそうだと思いますので、今後、丁寧な説明をしていきたいというふうに思っています。

（「そういう話じゃない」と呼ぶ者あり）

○齊藤委員

いや、まあ、緊急的な、そういうことであつたとしても、そこが事後になるのではなくて、事前にこうなりますよみたいな話は、少なくとも各議員、建設常任委員長さえ知らないみたいな状態ですから、それはあんまりですよ、それ自体は。建設常任委員長がやっとなリクエストして、あ、これかという、そんな話ってありますか。その問題です。

それと、もう 1 点、資料 1 ですけれども、医療保険部を解体して、生活環境部から青少年課、それから福祉部から子育て支援室と、こども発達支援センター、これら集約して、この子ども未来部というのがあるのですが、いくら仮称とはいえ、「こども〇〇課」と、「こども〇〇課」と二つも三つも「こども〇〇課」と書くものですか。これは、例えば青少年課の中身がそのの中に入りますとか、あるいは、医療保険部のこども医療とか、そういった部分を担当することになる部門ですとかという、何かそういうものとして表示され、表現されてしかるべきかなと。ただ、羅列的にといたら悪いけれども、「こども〇〇課」では、余りこの表現としてよろしくないのではないのかなと。中身を考えた場合に、こういう、そもそも表のつくり方というのはあるのかなという疑問があるのですが。

○（総務）組織改革担当次長

まず、子ども未来部の関係の説明をさせていただきます。

まず、子ども未来部については、今、市役所内で子供を担当するところがばらばらになっているものから、それを集約して部にしたいと。具体的には、放課後児童クラブ、幼稚園の就園奨励費補助金、それと福祉医療、それと青少年課の業務、これを子育てに持って行って部にしたいと。それで、今その業務を子育てに持っていけるかどうかというのを各部とけんけんがくがくやっている最中です。持っていけるのかどうかかわからないですから、現時点では、「こども〇〇課」という表現しかできなかったということでございます。

それと、今、委員が言われた青少年課と放課後児童クラブをくっつけるとか、福祉医療と保育をくっつけるとかというのは、まだわからないわけですから、それは一元化する業務が決まってから、どこの係とくっつけることが効率かどうかというのも考えながら課の編制をしていきますので、今の段階でその名称というのは、こういう表現しかできなかつたということで御理解いただきたいと思います。

それと、先ほどの雪対策課の問題ですが、代表質問でもありますとおり、3月に入ってから急に決まったということ……

(発言する者あり)

それは代表質問の中で市長が答弁しております。

(「市長に言われたほうがいいですよ、その答弁」と呼ぶ者あり)

まあ、まず担当のほうで。

(発言する者あり)

そういう意味では、担当としても、正直な話、難しい部分がありました。

(「やめたほうがいいって」と呼ぶ者あり)

そういう意味では、私どもも、市長の決断があって、市長のリーダーシップのもと、新しい組織をつくったというふうに考えております。

(「ただの思いつきでしょう、そんなの」と呼ぶ者あり)

○齊藤委員

いや、子ども未来部のその中身にかかわる問題意識というのは、私も同じような考え、これは問題だなという、考えなければならぬところだなという意識はありますから、それはそれでいいのですが、ここに仮に出すときに、そういったことを、まあ、かいつまんででも、要点、こういう問題点があつてこうなのだというものがあつて示しされて、こう表現されるならまだわかるのですけれども、ただ「こども〇〇課」って、これは書き方として問題がありますよ。その書き方と、それと、余りにも拙速というか、雪対策課に関しては、第1課、第2課という、もう誰も知らないうちに、あれ、もうなつてしまったのみたいな話ですからね。これは余りにも、根回し不足なのです、要は。

それと、もう1点ですけれども、石狩湾新港の母体協議を企画政策室から港湾室へと、それはいいですよ。ある意味ね、今までもいろいろな問題があつたのだから、まとめましょうという話はいいいですけども、港湾部の話は、その復活が、先ほども指摘されていましたが、結局どうですかね。その港湾部についての検討というものが、もう少しきっちり、落ちついた議論というか、できないものなのかと。そういったことを提起する場所というか、この紙でさらっと見ただけでは、大きな問題があるにもかかわらず、それが伝わってこないのですよ、紙を見ただけでは。そういうことが、問題として意識されるような表現の仕方というのかな、そういったことを、もう少し配慮してもらいたかつたなと思いますけれども、この点はいかがですか。

○(総務)組織改革担当次長

まず、子ども未来部の「こども〇〇課」については、御指摘のとおり、少しわかりづらい、配慮が足りない言われれば、確かに前に酒井隆裕委員からも同じような質問をされまして、そういう形での受け取られ方をしたのかなということで、反省しているところです。また、今度丁寧にそこの部分は、情報提供できる範囲で、課の名称なども配慮したいと思います。

それと、石狩湾新港の議論、港湾室を港湾部にする議論ですけども、これについては、大前提として石狩湾新港の母体協議を企画政策室で持っているのですけれども、これを港湾室に移管できないかと。これはなぜかという、企画政策室では、やはり小樽港を把握していない部分があつて、それをもって石狩湾新港の母体を組合と協議しても、そもそも小樽港をわかっていない中で、少し苦しいというのがありまして、そもそも小樽港を把握してい

る港湾室で、石狩湾新港の母体協議を受けたほうがいいのかという発想で移管できないかということです。

これは、仮に移管できたときに、港湾室にしてみれば、平成19年当時の体制に戻ることがありますものですから、部の復活というのができないかという原部からの要望もあって、できるかできないか、今後の協議になりますけど、それは検討していくと。

その中で、先ほど部長が答弁したように、小樽市が30年度に組織改革をやるに当たって、部の編制数ですとか職員数をどうするのだという議論が、これからはなされていかなければならないと思っています。人口減少、財政規模を考えて、その数は現状維持が適当なのか、一つふやすのが適当なのかというのを、今後、検討していきたいというふうに考えています。

それと、雪の拙速……

(発言する者あり)

状況と根回しについては……

(「やめたほうがいい」と呼ぶ者あり)

確かにそうだと思いますので、今後そのような形で……

(「そうだよ」と呼ぶ者あり)

やっていきたいと思っています。

○齊藤委員

最後のほうで、職員定数とか聞こうと思ったのですが、まだまだあれもこれもいっぱいあるのですよ。保健所からいろいろなことがあるのですけれども、全部、その、何というか、生煮え、まあ、決定していないというから生煮えですけれども、それをわあっとさらけ出されて、説明不足で、まないたの上に並べられても、議論できるように並べてくればいいのかという話になるのですよ。あれもこれもあれもこれもとなったら。だから、逆に言う、落ちついて、この問題はこの問題、この問題はこの問題という、きちんとした、それこそ枠組みをつくって議論したいという、要するに、この(1)から(8)までのその1項目ごとが、それぞれ、最低一枚二枚のレジメになって、問題点がこう把握されて、じゃあ、議論しましょうということになるべきものではないのかなと、私は思うのですが、もう一回、このやり方でずって行ってしまうのですか。

○(総務)組織改革担当次長

逆に、一つの業務を何枚もの資料に基づいて、移管するとかしないとかというのも一つの方法だと思うのですが、結局、上のほうの医療保険部と、子ども未来部と福祉部と生活環境部って、みんな関連しているのですね。それで、こちらからこちらに持っていったり、こちらからこちらに持っていったりというのがあるものですから、逆に、一枚の図柄に書いたほうがわかりやすいのではないかと。そういうふうな、一応配慮のもとに、こういう図を作成しました。一枚ずつの業務移管であれば、一つが行ったときに、これは、受けるほうの部がどういうふうになるのだというのは見えないわけですよ。ですから、全体をまず見て、議員の皆さんで全体図をイメージしていただいて、組織改革の中身に入ってってもらったほうがわかりやすいのではないかという中で、こういう図を作成しました。

○齊藤委員

いや、確かに、それは一理あるのです。ただ、全部で一枚かという話ですよ。この部分で、いわゆる、医療保険部と福祉部と生活環境部と子ども未来部の範囲で、これで一つながりというか、一区切りですよというような把握、あるいは、建設部は建設部でこれは一個ですよという、そういう何というか、意味合い的に、こう、区切ったまとめ方、そういったものがあれば、我々も議論しやすいし、納得しやすいし、理解が進むのではないのかなと。単純に機械的にぼんと一枚ではなくて、内容的に、こう、まとまったものを一つ一つ出してもらったほうがいいのかと思います。

それと、この項、最後ですけれども、今回のこの内容で課の数は、現状からプラスになるのか、マイナスになるのか。あるいは、部の数はふえるのか減るのか、港湾部がどうのこうのとありますけれども。それから、部長職、次長職、課長職、あるいは係長職、一般職員の、その職員定数の増減。それから、さらに、職員給与とか財政にかかわる影響だとか、そういった部分まで全部こう、トータルで視野に入れた、これはこうなりますからこうなりますよというものを、見通しみたいなのが出されてしかるべきではないのかなという。議論の途中、あくまでも途中経過ですよ。だけど、頭にはそういうものが入っていて考えるという話ではないのかなと思うのですが、どうですか。

○（総務）組織改革担当次長

今第 2 回定例会の段階で、今、委員の言われたものを出すというのは、少し難しいと思います。今後、今のこの図に基づいて、あちらに行ったこちらに行ったというのを議論していきますので、そういうときに、やはり、業務を移すということは人も伴うものですから、受けるほうでプラスになるのか、マイナスで受けられるのかという議論もこれからしていかなければならないので、職員数ですとか、課長職がどうのこうのというのは、もう本当に第 3 回定例会、第 4 回定例会のときに報告できるかどうかというスケジュールの中で考えています。

あと、部の数がプラスになるか、マイナスになるのかということも、現時点で本当はこういう形でいきますというふうに答弁できれば一番いいですけれども、これも、実は今回の組織改革というのは、各部からの提案を募って、今、76 の提案があるのですが、これを集約すると、部が四つふえる形になるのです。これは子ども未来部、企画政策部、それと災害対策室を総務部から分離する。それともう一つは、港湾部、この四つがふえる形になります。それで、先ほど言ったように、人口減少になって、財政規模もこのような形になった中で、四つ部をふやすことがいいのかどうかという議論が、まず出てくると思います。

ですから、この第 2 回定例会が終わってすぐに、部の編制の数、職員数をまず総務部案として示さなければならぬだろうと。それをもって、部長職からなる検討委員会というのが、もう 7 回、既にやっていますけれども、その中で議論していただくというふうなスケジュール感を持っております。

○齊藤委員

だから、そういう原部からの要望、いろいろな現場的な必要性というのはあるわけですが、それを、やはり財政的な頭で、ある程度こう、見ていかなければならないわけですから、それを頭に入れた議論をしないとね。単に、現場的にこうだこうだという、こういうのをふやしたいというだけの話でもないのだというところを片隅に置いておかないと議論できないという、そういう話なのです。

だから、最終的に、議論の仕方として、もう少し内容的なまとまりのある議論ができるような提案の仕方、情報提供にしても、そういったものを期待したいと思うのですが、まとめの答弁をいただけますか。

○（総務）組織改革担当次長

今回、齊藤委員からいろいろ御指摘いただいたものを持ち帰りまして、先ほど言ったように、第 3 回定例会が一つの山になるのかなというふうに思っていますので、そのときには、ある程度の骨格を含めた組織図というのがまた示されますし、それに伴っての、できる範囲での事務分掌の移管の部分も含めて、できればまたその人数の増減なども示せば一番いいと思いますので、第 3 回定例会の段階のできる限りの情報をもって資料提供をしたい、また、丁寧な説明をしていきたいと思っていますので、よろしく願います。

○総務部長

今、担当次長から説明いたしましたけれども、委員からも、なぜこういう形になるのだというような、その考え方というようなことも、あればわかりやすいというお話もございましたし、そういったことは確かにあると思いますし、それからまた、この後、パブリックコメントもやる予定でもおりますし、いろいろ機会はございますので、そういった中で、いろいろこれからまた詰めていって、今、次長からお話ししたように、もう少し熟度が高まって

くれば、また説明もしやすくなると思いますので、そういった機会を捉えて、また説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤委員

◎市長の政治姿勢について

最後に、森井市長の政治姿勢、代表質問でいろいろ伺ったのですが、答弁は、これまでも常に市民の皆様全体の立場に立った意思決定や行政運営をやってきましたと。特定の意見や利益に偏って判断したことは一度もないと強調されているわけですが。

これまで、貸出ダンプ制度の配車方法の見直しでは、いわゆる市長の後援会関係者が代表を務められている組合が圧倒的に有利になるような配車方法が提案をされた。

また、今回問題になっている高島の観光船の事業の許可も市長の後援会関係者。さらに、平成27年度ずっと任用されていた参与も、市長の後援会関係者。

こういったことを考えれば、特定の意見や利益に偏っているのではないかと。実際に偏ったか偏っていないかは別問題としても、少なくとも偏っているのではないかと疑われる要素は多分にあるわけですよ。政策決定がそういったことで、ある特定のそういった人方に偏って判断されているのではないのかということが、一度もないと市長はおっしゃいますけれども、本当にそうだったのかというのを確認したいと思います。

○総務部長

後援会関係者の話をされていると思うのですが、こういったことは、別に後援会関係者が絡んでいるとか絡んでいないということにかかわらず、一番に考えておりますのは、やはり市民にとって何が一番かということを考えて行政を行っているということが一つあります。

それから、貸出ダンプ制度の話等ございますけれども、やはり、貸出ダンプ制度につきましても、制度の原点に立ち返るということが一番だというふうに思っております、そういった観点から見直しを行ってきているということもございます。

それから、また、やはり、行政でございますので、法令に基づいて公平・公正に行うということが大切だというふうに考えております。ただ、なかなか、民間と、それから、また行政といったような両方を経験したような知見を持った方を得るといようなことは、実はそう簡単なことではないかなというふうにも思っております、そういった中で、そういった人材を得て、これまで公平な施策を実行してきたというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

○齊藤委員

貸出ダンプ制度の件とかも、我々は勝手に決めつけて言っているわけではないですよ。建設部が試算をしたデータに基づいて、その関係者のところだけが圧倒的にふえますよ、仕事がふえますよねと。ほかのところは減りますよねという話なのです。

それから、高島の話も、漁港区でありながら、そこで漁業権を持って実際に、ただ漁業権があるというだけではなくて、その栽培漁業を実際にやっている人も、その漁業者の仕事を結果的に妨害することになるわけですよ。そういったことが、その特定の後援会関係者というところで許されるのかというのは、これは全体の立場とはとても言えないのではないかと指摘ですが、いかがですか。

(「委員長、制度の設計の原点に戻るといのは、後援会と全然話が違う話ですよ」と呼ぶ者あり)

○市長

御質問の中で貸出ダンプ制度、高島漁港区においては、総務常任委員会所管ではないことから、余り深いお話まで行ってしまうと、それになってしまうこともあると思うので、簡単に少しづつだけお伝えさせていただきますが、貸出ダンプ制度についての配車方法においては、今までも何度もお話をさせていただいているように、異常な配送

回数であったりとか、もともと問題となっていたゼロ円……

(「根拠を示せ」と呼ぶ者あり)

排雪の問題、いわゆる市として本来、配車に対して責任を持ってやらなければいけないところを、いわゆる組合側に委ねていたという、この現状を変えるということから話が出てきたことですので、全く一部の方に対して利益に偏ってではなく、やはり、それをしっかり効率的に行うことによって、限られた財源の中で効率的に行う。いわゆる納税者側の視点も含めて、非常に重要な取り組みだと認識をしたところでございます。

また、高島漁港のことにおきましても、今までもお話しさせていただいておりますが、法令や条例に基づいて担当職員のもとでしっかり判断をなされたことだということは、もう今までもお伝え済みでございます。

また、参与の任用におきましては、私自身が抱えている公約を、やはり一日も早く取り組むという枠組みの中で、そのような行政であったり、民間であったりその経験における知見を生かしたいということから任用させていただきましたので、後援会だから、後援会ではないからという理由で任用したわけではございませんので、あくまでその公約実現、政策をしっかりと形にしていくことにおいて任用しましたので、それにおきましても、市民の皆様の御視点に立った意思決定だったと認識をしているところでございます。

(「参与の経歴もわかっていなかったのに」と呼ぶ者あり)

○齊藤委員

いや、とてもとても、その公平・公正とか、適格な許認可だとか言えないということは、今までの議会議論を見ただけならば、全く歴然たるものがありますよ。

で、最後に、コンセンサスの話ですが、私がおの合意形成の例として例示したものは、市長もその合意形成の定石だと認識されているようですが、例えば、除雪 J V の構成員数の変更のときだとか、今回、雪対策課の第 1 課・第 2 課の話にしても、いわゆる拙速、根回し不足、議論不足、独断専行、これの全て見本ではないですか。要するに、議論も何もしないで、寝て目が覚めたら変わっていたみたいなの、そういう話って、多分ないと思うのですよ。そういうことを、いわゆる合意形成の定石だとかおっしゃって認識しているはずの森井市長が、何でこういうことをやってしまうのですかというのを伺って、終わりたいと思います。

○市長

この点におきましては、代表質問の答弁でもお話をさせていただいたところでございますけれども、私自身も齊藤陽一良委員と同じ認識を持っているところでございます。その進め方において、今のような御指摘いただいているところも、私たちとしても真摯に受けとめなければならないというふうに思っておりますので、今後において、そのような御指摘を受けることのないように、しっかりと事前説明を含めて、私たちになりに努力をしていかなければならない、このように考えているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

安斎哲也委員に移します。

○安斎委員

◎公共施設について

まず、報告についてですけれども、公共施設の将来のあり方検討のスケジュールをお示しいただきましたが、市長は、このスケジュールの中でプールについてはどこにお示ししようと思っているのですか。

(「委員長、公共施設担当」と呼ぶ者あり)

(「それは市長だろう」と呼ぶ者あり)

(「主幹に聞いてないですよ」と呼ぶ者あり)

○（財政）徳満主幹

公共施設等総合管理計画は、既存の施設をベースにしていますので、今後つくる個別施設計画もここから出発していますので、プールは現在ございませんので、それは今の考えとしては入ってこないというふうに考えています。

○安齋委員

そうしたら、何で市長は、いつも公共施設等総合管理計画と一緒に考えると言っているのですか。何をもちょう考えるのですか。理由をお聞かせください。

○（財政）徳満主幹

その考え方として、先ほどプールのくんだりでも企画政策室主幹がお話ししていましたけれども、新設とか建てかえに当たっては、施設の複合化等を念頭に置いて考える内容、また、そもそもが、老朽化施設が多い、たくさんあるという中での更新等の費用を削減していくというところから始まっていますので、そういう考え方に基づいたお話だと思っております。

○安齋委員

それでは、新設だからということで今の公共施設担当主幹の答弁を聞くと、第 3 号ふ頭のターミナルビルと同じ考えで、新設だから延期するという考えなのですか、市長。

○市長

それぞれの、新規だから、老朽化だからということで、それぞれの施設が必ずしも同じタイミングになるとは限らないというふうに思っております。先ほど来から担当から答弁させてもらっておりますように、プールにおきましては、私自身が公約に掲げたということはもとより、議員の皆様におきまして、陳情において早期に建設をするということで採択されているところがございます。ですので、今の港湾の施設と同じ立ち位置にあるというふうに、私自身は考えてはおりません。

○安齋委員

でもこの前、濱本委員だったかの質問で、計画のとおり進めると言っているのですよね、過疎計画と。過疎計画を登載した港湾計画のとおりに進めると言っていて、今度一方は、公約に掲げたと。整合性とれませんよね。

今の御答弁だと、公約に掲げたからのせる。でも、今度は、市の計画にのせているけれども、ターミナルビルはやらない。これでは、整合性はとれないと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長

過疎計画につきましては、これは本会議でもお話ししていますとおり、別に進捗状況を管理している計画ということではございませんので、そこをメインにしているわけではございません。ですから、計画の中のものについて実際に実施するタイミングというのは、それぞれあると思いますので、のっているから、もうすぐにやらなければならないということではありませんので、それぞれの項目において、やはりタイミング、ずれは出てくるというふうに考えてございます。

（「議決しているんだから」と呼ぶ者）

○安齋委員

では、次に、市長において、プールは、いつまでに方針を出して、いつまでに私たちに報告されるのかということをお聞かせください。

○総務部長

プールにつきましては、今年度、調査費がついておりまして、今年度中に参考になる施設等を視察してくる予定でございますし、その結果を年度内にいろいろと検討いたしまして、方向性は年度内に出したいというふうに考えてございます。

○安齋委員

では、年度中に方向性を出した後、この次期総合計画、きょうも御報告いただきましたけれども、そこに登載をするということによろしいですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

プールにつきましては、現行の総合計画にも登載されておりますけれども、タイミングを考えますと、現総合計画の期間内に完成というのは難しい状況かと思っておりますので、次期総合計画にも何らかの形で登載というのは、これから検討してまいりたいと考えております。

○安齋委員

それでは、きょう、陳情者の方がおっしゃっていましたが、任期中、平成29年度中はまずは難しいと。では、次期総合計画にのせた31年度以降に具体的な数字になっていくという理解でよろしいですか。

次期総合計画31年度からだから、31年度以降に基本設計、実施設計というふうに進んでいくという理解をしてよろしいということですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

その具体のスケジュールの金額につきましても、今年度検討するその方向性、それによってまた見えてくるのかなというふうに考えてございます。

○安齋委員

◎組織改革について

それでは、質問を変えて、組織改革について伺いますけれども、今回お示しいただきました部分ですが、平成30年第2回定例会に我々議会に報告をされるということでしたけれども、前回の定例会で、この資料にない雪対策課の二課体制について、なぜ先行的に実施されたのか、理由をまずお聞かせください。

○総務部長

この雪対策第1課・第2課につきましては、市長の公約でもあります、きめ細やかな除排雪という中の目玉でございますので、熟慮に熟慮を重ねまして、結果的には、少々時期は遅くなってしまったのですが、そういった中で、できるだけそれぞれの地域によってばらつきが出ないようにとか、あるいは、地域の皆さんの情報を得やすいようにとか、それから、貸出ダンプ制度の問題なんかもありますけれども、そういったものと排雪を一体化するといったような考え方、そういったようなことで、できるだけ市民のために雪対策が行き届くようにということを、緊急性が高いものですから、平成29年度にということを実施したということでございます。

○安齋委員

総務部長から、今、公約のお話が出ましたので、お話しさせていただきますけれども、先ほど来から出ている参与ですが、市長が公約実現のために任用した参与の報告書を今見ているのですが、それには、一切二課にしるなどとはしないのですが、それはどういうことですか。

○総務部長

今お話ししましたとおり、熟慮に熟慮を重ねてということと時期が少々遅くなりましたというお話もしましたが、ですから、参与からのお話で、ここの雪対策第1課・第2課が出てきたということではなくて、どういった形で市民のために役に立つ組織ができるかということで検討した結果が、雪対策第1課・第2課であったということでございます。

○安齋委員

それでは、参与の任用はそれほど重要ではなく、自分たちでできたということをお認めになったということで理解させていただきました。

次に、再編するに当たって、組織改革で平成30年4月にやるという方針を目指しているということですが、

もし固まって組織改革に移行するという事になったら、準備期間はどれぐらいかかるのかというのを聞かせてください。

○（総務）組織改革担当次長

スケジュールとしましては、第 4 回定例会で条例案を提案したいというふうに考えています。

12 月で条例案が決まった後、平成 30 年 4 月までの間に準備をしていって、移転なども伴うケースもありますので、執務室の移転については 30 年 4 月にこだわらず、それぞれの対象の部の都合を聞いて、移転も考えていきたいと。ですから、最終的な全ての移転を含めた終わる期間というのは、恐らく 30 年 6 月ぐらいにずれ込むのではないかなというふうに私の案としては描いております。

○安齋委員

前回の委員会でも御報告いただきましたけれども、総合計画にも準じて、こう、変えていくのだというお話をされていたのですが、今、御説明をいただくと、総合計画は平成 31 年度で、今回の人事の部分は、遅くとも 30 年 6 月ということで、総合計画ができて上がる前に、まず、組織改革をするということを決めていってやるのか、それとも、それも含めて 31 年度の総合計画の策定に向けて、それが最長というか、遅く見てもそういうイメージだよということであるのかだけ確認させてください。

○（総務）組織改革担当次長

総合計画の進捗状況を見ながら組織改革をやっていくのですが、組織改革の今、基本となっているのは、五つの重点項目というのを第 1 回定例会のときに報告させていただきました。子育て、高齢者、まちづくり、安心・安全なまちづくり、経済、この五つの柱を重点的に取り組むことになっておりますので、当然その部分も総合計画とリンクしているところはあると思います。そういうような関連性を相互で確認しながら進めていきたいというふうに思っています。

○安齋委員

その話を聞くと、やはり、先ほど指摘をしたのですけれども、市長のその雪対策課の二課体制ですか、市長のリーダーシップでやった二課体制、これが重点項目にもなっていないのに、何でこれだけを先行してやったのかという、その緊急性の理由が理解できないのです。整合性がとれないで、市長が思いつきでやったのだなというふうに思いますけれども、では、きょう、資料要求をさせていただきました、これについて確認をさせてください。

この「下記の関係各部より依頼があり」となっていますけれども、税務長の部分の依頼項目がないのはなぜでしょうか。税務長の削除についての依頼がない。

○総務部長

税務長につきましては、次長職を全職場に置こうということで考えていたわけですが、財政部につきましては、税務長が次長職で今までおりましたが、普通に考えますと、財政部次長を置いて、そして税務長ということになりますと、次長職が 2 人ということになります。それで、ここににつきましては、やはりそういう形になると、財政部の次長が財政課と、それから契約管財課の二課しか所管しないという形になりますので、そこで、逆に総務部から財政部に相談いたしまして、実際のところ、税務長を置いて、さらに次長を置くということではなくて、次長職で財政部全体を見渡すという形でどうだろうかということで相談させていただきました。その結果、次長職で結構ですということで答えをいただきましたので、それで総務部から投げかけたということでございます。

○安齋委員

総務部から投げかけた雪対策課と財政部の税務長の部分は、ここの、何というんですか、書いている「見直しにより、下記の関係各部より依頼があり」というところに記載されないとおかしい起案にならないのかなと思うのですけれども、ここに記載されていない理由をお聞かせください。

○（総務）総務課長

前提としてお話しさせていただきますけれども、まず、規則改正ですが、規則改正をする場合、原部で基本的に起案を上げて事務処理を行っていくのですが、年度末については、多部に多く発生するので、総務課が各部から依頼をもらって取りまとめの上、内示の段階で交付して、4月1日に施行できるように、それを目指して諸規則を今回改正したというわけでございます。それで、このたびの起案ですけれども、事前に各部で組織、機構の変更をすることがわかっている場合については依頼をもらっていたということになります。

また、この税務長につきましては、総務部主体ということでありましたので、これは依頼ということではなく、総務課で事務処理をしたという結果でありますけれども、確かに委員のおっしゃるとおり、税務長を削るというところがここに書いていないということではありますが、この基本的には削るだけということでありましたので、特にこのかがみの文章の上のほうは記載していなかったというところでございます。

○安齋委員

それでは、なぜ手書きで、「及び「税務長」を削るもの」と今度書き加えたのですか。

○（総務）総務課長

起案の段階で、これを見落としていたということかと思えます。

○安齋委員

以前に、参与の起案のときもありましたけれども、これは、起案を起こして決裁をとった後に、多分加えているのではないかと思うのです。なぜ判こもなく修正をしているのでしょうか。これだと幾らでも資料がつくれますよね。いかがでしょう。

○（総務）総務課長

確かに、ここを記載したものに判を押すべきだったのかというふうに思います。ただ、私が、これは、途中判を押しておりますけれども、私は、ここで承認をして書き加えることを認めたと。それについては、市長、副市長には報告の上、このようにさせていただいたということでございます。

○安齋委員

いろいろミスがあって、それを根掘り葉掘りどうのこうのというわけではないのですけれども、以前、参与のときに、判こも押していないで訂正していたと私が指摘して、もうやらないようにすると言っているのに、また同じことをやって、しかも、それが依頼もない総務部からの話だと。こんなぐちゃぐちゃな行政ってあるのでしょうか。市長、1回やらないと言ったのに、また同じことをやっているのです。どう思いますか。

（「総務課長」と呼ぶ者あり）

（「いやいや、市長に聞いていますから」と呼ぶ者あり）

○（総務）総務課長

これについては、以前にそのようなお話があったかと思えますけれども、このような形になって申しわけございません。以後、気をつけます。

（「私、市長に聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長、いかがですか。答えられるのであれば……

（「いや、答えてもらわない」と呼ぶ者あり）

お答えをお願いいたします。

（「自分が判こを押しているんだから答えられるだろ」と呼ぶ者あり）

（「最終決裁者なんだから。決裁したのと資料違うと思っちゃうんですけど、今度。それについて市長は何も思わないのか」と呼ぶ者あり）

○市長

安齋議員の御指摘のとおり、それによって後から書き加えられたものではないかという疑いを持たれるというのは……

（「疑いじゃなくて書き加えられている」と呼ぶ者あり）

非常に問題的な、失礼しました、そういうふうに疑いを持たれかねないということから、そういうことは、やはり改善を図っていかなければならないというふうに、御指摘のとおりだというふうに思っておりますので、これについては、改めて今回の総務部に対してはもちろんですけれども、決裁に対しての書き方として、改めて部長会議等を通してお伝えをさせていただきたいなと思います。

（「伝えるではない、是正だ」と呼ぶ者あり）

（「是正しなきゃだめですよ」と呼ぶ者あり）

○安齋委員

これは担当課長が悪いとか何とかではなくて、やはりその場その場で、市長の思いつきでいろいろこう、訂正したり総務からやったりとかしていることで、組織がゆがんでしまっている。本来、原課から上がってきていけば、このようなことはないの、市長がその場のしぎで、その場当たりのいろいろ行政をいじるのは、先ほど酒井隆裕委員もおっしゃっていましたが、破壊そのものであるなというふうに、私も同感しているところでございます。

◎市長公約について

この起案については、もう少しやりたかったですけれども時間がないので、次に、公約についてということでお話ししていましたが、私の本会議の質疑及び一般質問で、介護老人保健施設の市長の公約に関して、仮にその委員会の中で必要なくなった場合、市長は建設しないのですかという話をしたら、市長は、仮定の話で、それは表現できないということをおっしゃっていました。

しかし、いろいろ議事録を見ると、本質問であっても、「仮に」という質問に対して、「仮に」ときちん数字も銘打って答えています。これは、私の質問に対して、ただ答えたくないから答えなかったのだと思うのですけれども、まず、この整合性、どうしてとれていないのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室品川主幹

これまでの答弁で、仮定でお答えしたというのは全て把握しているものではございませんけれども、例えば、数値的なものであれば、条件、仮にこういう条件で計算しますとこういう数字になりますというものは、仮定としてお答えしている事例は確かにございます。

ただ、今回につきましては、その仮定という話ではお答えできないということではなくて、この策定委員会の中で、その介護老人保健施設について、今後、計画を策定していく中で必要なくなった場合の仮定においては、少々表現しづらいという、少し慎重な、お答えできないということではなくて、慎重な言い回しになっておりますので、そういう意味においては、必ずしもこれまでの答弁との矛盾というのに当たらないのかなというふうに考えてございます。

○安齋委員

だから、何で数字だったら答えられて、市長公約の部分の仮定については表現できないのかというのを、市長自身にお答えを伺いたいと思います。

○市長

今も企画政策室主幹からお話がありましたけれども、数値的な仮定におきましては、その仮定に伴う具体的な設定に基づいて、あくまで仮定でということでお答えをしていた経過はあるのかなというふうに思っております。

今回御指摘のことにおきましては、政策判断に伴うことでもあると思っておりますし、また、今後においてのそ

の策定委員会の状況を、やはり見て判断したいということ。今ここでそれを明言いたしますと、それを含めて影響しかねないということも、私なりに感じておりますので、まずはその状況をしっかり鑑みた上で判断したいということで答弁をさせていただいたことから、仮定においてはお答えすることは難しいということでお話をしたところでございます。

○安齋委員

具体的な設定と市長おっしゃいましたけれども、私も具体的な設定なのです。策定委員会で必要ないというふうに出たら、やらないのですか、それでもやるのですかって、具体的に設定をして質問をしているのですよ。影響しかねないとおっしゃいましたけれども、既に市長は公約で建設すると言っているのだから、何が影響するのですか。どう影響するのですか。そして、その私が言っている設定が、なぜ具体的な設定ではないとおっしゃるのですか。それについてお示しいただきたいと思います。

○市長

具体的な設定は、先ほど数値に答弁をするのに当たって具体的な、仮定でも具体的な形でお聞きにならないければ表現できませんから、それで、そのことと、私が今お話ししましたけど、政策判断に伴うことでございます。しかも、その策定委員会に中で必要な、例えばであったとしても、それはなぜ必要ないのか、なぜこういう理由があるのか、さまざまな要素があって何かしらの判断がなされる可能性があると思いますが、その条件や内容とか何もわからない中で、この場で必要ないというふうにお話が出たのでやりませんとか、必要あるという表現があったのでやりますということが言えない状態だということでお話をさせていただいたところでございます。

○安齋委員

そうしたら、数値的なことがどうのこうのとおっしゃいましたけれども、いろいろな議事録を見ると、例えば、こういうのに対してどうだ、だから、こういう判断をしましたという答弁はあるのです。それは政策判断ではないのですか。全然、整合性がとれませんよね。なぜ、その数値は政策判断に影響なくて、なぜ、この私の質問に対しては、具体的な設定ではないからといって仮の部分で答弁できないのか、というか表現しないのか、全く理解に苦しむところですけども。

○市長

何度も繰り返しになりますけれども、今後において策定委員会の状況を踏まえてから判断をしたいということで、今までもずっと答弁させていただいておりますので、現状においては、その仮定に基づいた答弁等は難しいと思っております。

(「全然違います」と呼ぶ者あり)

○委員長

別の切り口で。

(「いやいや答えていない」と呼ぶ者あり)

安齋委員に……

○安齋委員

私が指摘しているのは、過去の答弁でこの仮定の中でこういう数値が出たから、現状は水道料金をこうしていますとかという政策判断をしているのですよ。答弁をしているのです。なのに、数値ではないから、具体的設定ではないからといって、しかも、それが政策判断に影響するからという答弁をされましたけれども、これと整合性が合わないのではないですか。だったら、何でその過去の部分は答えていて、こちらは答えないと言っているのかと説明を求めているので、過去に今までこういう答弁していましたなんて、私、一切そんな話を聞いていないです。

なぜ前回というか、読み上げますけれども、平成28年2月、市長への手紙について水道料金、平成28年5月、記者会見での議会との信頼関係について答えている、平成27年第3回定例会、小貫議員の除雪費についても答えてい

ます、仮定の話で。この中でまだ調べれば出てくるのですけれども、まだ書き切れていませんが、これについて、仮定の数値に基づいて政策判断についての答弁をされています。だから、私の部分は、数値ではなくても具体的な設定として明示して、それでもやるのかやらないのかということ伺っているのです、であれば、今挙げた三つでもいいし、ほかの過去の部分でもいいから、過去はこういう話をしていたけれども、こういう理由で、これは具体的な設定なのだと。だから、安齋委員の指摘は当たらないというふうにお答えしていただかないと、全くおかしな答弁で、今回の総務常任委員会も、ずっと同じ答弁ばかりして言い逃れをしてきています。こんなのずっと認めていたら、我々議会のチェック機関として、全くもって真摯な対応、信頼関係も築けないと思いますが、いかがでしょうか。

○市長

何度も言いますけど、別に言い逃れをしているつもりは一切ございません。この状況において、安齋委員が設定された、必要ないという判断された場合という、それだけをもって、今この仮定のもとで、今必要ないという判断だったら必要ない、やらないというふうには答えられない。ですから、策定委員会の打ち合わせている経過状況、その後に伴ってつくられる計画、それらをやはり鑑みて判断をしなければならぬので、今は答えようがないと答弁をさせていただいているところでございます。

○安齋委員

そうしたら伺いますけれども、何だったら一番具体の設定なのか、御説明をお願いします。

○市長

何度も繰り返しになりますけれども、先ほど言ったように、数値的なものにおいては設定を組まれて、それに基づいた数値を表現することは可能だと思います。しかしながら、策定委員会においては、どんな議論がなされるのかは、現状においては想像が付きません。ですから、その具体的な仮定を表現することは難しいと思います。

(「全然話が見えない」と呼ぶ者あり)

(「かみ合っていない」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

アンケートを集約してとか、いろいろお話を本会議で答弁されていましたが、そうしたら、市民の手紙の中でお答えになっている部分で、具体的な数値を聞いていないで市長が数値を答えているのですよね、水道料金に対しての。そうすると、市民の手紙の中で具体的に数値を出して、これは、水道料金高いのかとかというのではなくて、市長の手紙の返答自体に仮定、仮にというふうには答えているのですよね。そうすると、整合性が合わないのではないかと私は思っているのですけれども。

どうしてもお答えいただけないというのであれば、一つの事例でもお示しいただいて、このときはこうだから、安齋委員の仮定はこうではないよというふうに言っていただいて御答弁いただければ、スムーズに進むのではないかとこのように思うのですが、何かございますか、過去の議論の中で。

○委員長

いかがですか。具体的に例示できるものを示して、御説明をお願いしたいと思います。

○安齋委員

これは、通告というか、委員会質疑のときに通告というのはないのですけれども、私は、公約についてこのときの介護老人保健施設の部分で、私の仮定の部分で表現できないというふうに言うていただけれども、過去にこういう仮定で答弁しているのがあるから、それについて聞きますよということでお話しさせていただいて、それは市長に聞くというふうにお話をしていました。だけれども、毎度毎度、同じような答弁を繰り返すので、このまま時間を過ぎても、次、経済常任委員会がありますから、また別の機会でもやらせていただきまして、次に進めさせていただきたいと思っております。

◎市長交際費について

次に、市長交際費についてです。これもお話ししていましたが、私も、前定例会で質問しました。それでその後、道新に掲載されていましたが、まず、この新聞報道の中で、市長の交際費が視界不良だと。それで使途が全部公開されていないということですが、秘書課長の御答弁で見やすさの観点から例示方式を決めたというふうに説明のある部分、これはどういう意味なのか、お聞かせください。

○（総務）秘書課長

これにつきましては、ホームページの一枚の長さが、こう、長いものですから、行間の見やすさ、そういった点を考慮しまして、全部載せるのではなく一部だけ載せたという趣旨で答えさせていただいているところでございます。

○安齋委員

それでは、データベース上、何というのですか、サーバー上とかではないという理解でよろしいですか。よろしければ、それで。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では次に、前回の当委員会で、流用をしたことについて指摘しました。そのときの財政課の御答弁が、公開しているので流用を認めたという話がありましたけれども、新聞の指摘どおり、一部分の公開なのに、それでも認められたと。これについての認識を伺います。

○（財政）財政課長

市長交際費の部分につきましては、当時、小樽市のホームページにおいて慶事、弔辞、会費などの区分ごとにそれぞれの金額、そして、主な使途について公開しておりましたので、当時の判断といたしまして、交際費の内訳を公開しているというふうに判断をして、流用の許可をしております。

○安齋委員

まず、公開の部分ですけれども、その中で、こういった新聞の指摘もあったと、私も指摘をさせていただきました。それで、市としては、まずは全部公開をするおつもりなのかどうか、この点についてお聞かせください。

○（総務）秘書課長

道内他都市の状況等も踏まえまして、全部公開する方向で進めてまいりたいと考えてございます。

○安齋委員

総務部長から答弁があると思っていたのですけれども、何か笑われていたので、ああ、やるのだなということで認識しましたが、全部公開するつもりということで前向きな御答弁をいただきましたが、できれば次年度以降に手をつけていただきたいという要望とともに、前回の総務部長の答弁で、当初予算の部分でふえた分をどうするかという話がありましたので、その点について、過去の市長交際費を見ると、ずっと財政厳しいからといって、減額に来ているのですね。それなのに、市長は、町会とか回って会費をいっぱい出している。それでふえている分は、当初でふやしますよという考えなのかどうか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長

まず先に、公表の関係につきましては準備が整いましたらできるだけ早くやりたいというふうに思っております。

（「すぐにやってよ」と呼ぶ者あり）

それからまた、今、御質問の件ですけれども、他都市の例も参考にさせていただきたいというふうに思っておりますし、それからまた、実際に市長交際費として使われている実績なんかもこう見た上で、やはり、他都市、それから実績、そういったものを総合的に勘案して、当初からどのくらいの金額が適当なのかというのは、やはり判断しなければいけないというふうに考えておりました、これにつきましては新年度に向けて検討していきたいなと

いうふうを考えてございます。

○安齋委員

他都市のお話があったので 1 点だけ、今後の検討の中で参考にしてほしいのは、伊豆市ですけれども、ここは市長交際費を廃止しています。慶弔費については、市の部分で支出しているのですが、会費等は全部市長交際費として支払っていません。こういったまちもありますので、市長交際費について、本当に何がいいのかというところを抜本的に見直していただきたいと思っております。市長の給与も出ていますし、いろいろつき合いあって大変でしょうけれども、我々も会費を自腹で出していると。市長も自腹で出すところもあるかもしれないが、余りにもけちくさく交際費から出し過ぎているのではないかというふうに思いますが、これは指摘とさせていただいて質問を終わります。

○委員長

安齋哲也委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後6時27分

再開 午後6時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○濱本委員

陳情第19号について、残念ながら不採択を求めて討論をいたします。

この陳情は、平成27年第2回定例会において、全会一致で採択された陳情第5号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方を踏まえた上での陳情でございます。陳情者のプールの早期完成への強い思い、また、切実とも言える思いは十分理解をし、共有しているというふうに考えております。しかしながら、今回の陳情の趣旨は、具体的な作業、業務である基本設計・実施設計を平成29年度中に行う、完了させるという物理的な期限を設定し、それを求めているものであります。建設するための基本設計・実施設計が早急に完了することは我々も求めるものであります。しかし、現状は、基本設計をするために必要な用地の選定、施設形態などが確定されていない中で、物理的に陳情の趣旨が実現できないことが、今回の委員会の質疑において明らかになりました。

自民党といたしましては、期限内に実現可能な陳情の趣旨であれば、市長の政策判断を促すために採択を求める態度を表明するところではありますが、二元代表制の一翼を担う議会を構成する議員の責務を踏まえるとき、物理的に実現不可能な趣旨の陳情を、残念ながら、そして、ある意味断腸の思いで不採択を求めざるを得ません。

陳情を提出された皆様には、この結論に対して御理解をお願いするとともに、委員各位の賛同を求め、討論いたします。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、当委員会に付託されました議案第7号小樽市非核港湾条例案について賛成の立場で、報告第2号専決処分報告について、不承認の立場で、陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方について、採択の立場で討論を行います。

議案第7号小樽市非核港湾条例案についてです。核兵器禁止条約を話し合う国連会議が、15日にニューヨークの国連本部で開幕いたしました。7月7日の会期内に、人類史上初めて核兵器の使用、開発、移転などを禁止する条約の採択が目指されています。核保有国や核の傘の下にいる国は、オランダを除いて不参加となり、日本政府も参

加していないものの、平和首長会議会長である松井広島市長らが発言し、被爆国として存在感を示しました。

静岡県石廊崎の沖合で、米ミサイル駆逐艦フィッツジェラルドがコンテナ船と衝突する事故がありました。犠牲となられた方には、心からお悔やみを申し上げます。

事故の調査についてですが、日本の領海内で発生した事故については、海上保安庁に捜査権があります。しかし、日米地位協定上により、アメリカ側に一次裁判権があるため、アメリカ側の捜査が優先します。さらに、イージス艦は軍事機密の固まりであり、アメリカ軍が捜査に協力しない可能性も高く、原因究明がどこまで進むかは不透明です。

海上保安庁は、業務上過失往来危険の疑いも視野にコンテナ船を調べ始めましたが、ミサイル駆逐艦については、船の捜査ができるようアメリカ側に協力を求めている状況であり、今後の見込みもありません。

こうした中、アメリカのミサイル駆逐艦マスティンが、7月3日から7日にかけて入港する計画であることが明らかとなっています。事故は小樽市周辺でも起こり得ることで、これまでも核兵器搭載の有無について、小樽市は米国領事館や外務省に一応は照会しますが、米国は核兵器搭載について肯定も否定もしません。外務省は、米国の核政策に基づけば、我が国政府としては、現時点において核兵器を搭載する米国艦船の我が国の寄港はないと判断、照会のあった米軍艦船については、登載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していませんとしています。日米間に核密約あるのは実証済みです。市民の安全を守る上でも、平和な商業・貿易港である小樽港に米艦船の定着はふさわしくありません。小樽市議会は、神戸市会の決議を教訓に、小樽市非核港湾条例を決議すべきです。

報告第2号ですが、子供の手当の増額は当然です。しかし、配偶者手当の削減を伴うことについては、賛成できません。

陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方についてですが、当初予算に先進都市視察等の調査経費が計上されていますが、現在においても具体的な調査場所すら決まっていない状況です。公共施設等総合管理計画の個別施設計画待ちや、併設型、重層型など複合化の検討に時間をかけるのであれば、いつになってもプール建設ができないことになってしまいます。いつつくるか決めて、取りかかることこそ重要です。

事実上、市長の任期中に完成ができなくなったといっても、そもそも市長がおくらせてきたことが問題であり、仮に他会派が不採択とするならば、市長が就任以来、プール建設をおくらせてきたことを不採択とした会派は認めることになってしまうではありませんか。市長の失策を議会が認めることは滑稽です。陳情者が示すとおり、本年度中に基本設計・実施設計を実施すべきです。

以上を申し上げ、委員各位への御賛同をお願いし、討論いたします。

○齊藤委員

公明党を代表し、陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方については、不採択を主張して討論を行います。

陳情は、新・市民プール建設について、平成29年度中の基本設計・実施設計と今任期中の建設を求めるものですが、基本設計についても、実施設計についても、通常、それぞれ1年程度を要するものであり、現時点で建設地も決定していない状況を考えれば、実施設計はおろか、基本設計でさえ30年度中に行うことも、かなりハードルが高いと言わなければなりません。

我が党は、新・市民プールの建設については、早期の建設を求めており、建設後も財務上の持続可能な運営体制についても、民間活力の導入等を含めて検討すべきと考えています。一日も早くという陳情者の心情は十分理解するものではありませんが、本陳情の趣旨については、現実的にその実行は極めて難しいものと考えます。ただし、その原因は、プール建設を公約し、今任期中の建設を標榜しておきながら、具体的な方向性を示すこともなく、実現のめどを明らかにしない森井市長にあることも明らかであります。

以上の理由により、本陳情については、まことにじくじたるものがありますが、不採択の態度を表明し、討論といたします。

○佐々木委員

陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方について、不採択の討論を行います。

一刻も早くプール建設実現をとという陳情者の思いは十分理解できるもので、私たち議会としても、新「小樽室内水泳プール」の早期建設方の陳情を2015年第2回定例会において、全会一致で採択し、森井市長に対しその公約を速やかに履行することを求めています。

しかし、このたびの陳情については、きょうの議論でもわかるように、基本設計・実施設計を今年度中にというのは、現在、建築場所も決まらない中では実現が非常に難しいと判断せざるを得ません。仮に基本設計を大急ぎでことしじゅうに間に合わせたとしても、その中に十分な建設方法等の検討結果や市民の思いを盛り込むことができるでしょうか。しっかりとしたビジョンを持って設計に生かし建設することで、維持管理しやすく、安全で持続可能な施設とすることが肝要です。

また、森井市長は、新・市民プールの建設を市民に約束しながら、いまだに建設場所さえ決めることができず、公共施設全体の中での市民プールの位置づけ等、本市の将来ビジョンも見えてきません。そのような市長のもとで、新・市民プール建設計画が拙速に進むことには不安があります。まずは、市が現在進めている調査、場所選定等を市民や議会の理解を得ながら、速やかに、かつ、しっかりと進めていくことを市長には求めるものです。

なお、年度末という期限のある本陳情の場合、次回以降の定例会に継続して審議することは、タイムリミットが迫り、一層実現が困難になるため、継続という判断もできかねます。よって、可能な限り、一刻も早くプールの開設実現を目指す思いは同じですが、私たち民進党は、本陳情は残念ながら不採択と判断せざるを得ません。

委員各位の賛同を求め、討論といたします。

○安齋委員

陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方について、不採択の立場で討論をいたします。

陳情者の一日も早く建設をとという思いには賛同しますし、27年度の早期建設の陳情については、全会一致で賛成しているところであります。しかし、市長は、公約にも記載しているのに、調査、検討ばかりで先延ばしにし、本日の質疑でも明らかになりましたが、任期中には到底実現できるスピードでも、そもそも市長のイメージやビジョンはお持ちではありませんでした。詳しくは本会議でも述べますが、陳情趣旨には賛同できるものの、29年度中と明記された陳情について、物理的可能性がないことが明らかになりましたので、残念ではありますけれども、採択できません。

以上で討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次採決いたします。

まず、陳情第19号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第7号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数

よって、議案は否決と決しました。

次に、報告第 2 号について採決いたします。

承認と決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。